

恵信尼の生涯

藤谷知道

おこたわら

恵信尼については『恵信尼消息』以外に確たる資料はありません。そのため多くの先生方が、いろいろな資料によりながら推測に推測を重ねて恵信尼像を描き出そうとされています。

その中で大きく見解が分かれますのが、恵信尼の出自についてであります。恵信尼は、越後の豪族の娘なのか、京育ちの貴族の娘なのか。このことは恵信尼像の全体にも関わる問題でありますし、ひいては親鸞聖人にも関係してくる大問題でもあります。

だからこの問題については、いつでも両方の見解を確認するのが望ましいのですが、それではあまりにも煩雑になりますので、このテキストでは最近の研究成果に導かれて、「恵信尼は京生まれの貴族の娘」という説に基づいて、その生涯を考えてみました。

また、このテキストは、先輩諸師の本やインターネット上に公開されている研究成果を参考にし、書きあげたもので、私自身が原典や資料に直接あたって書きあげたものではありません。そう、え、恵信尼像を描きあげて行くにあたっては、真宗史について門外漢であることを顧みずに、思いつくまま私見を述べさせてもらいました。そんなわけで、このテキストはあくまでも筆者の一見解にすぎません。

以上のことを念頭において、このテキストをお読み下さるようお願いいたします。

南無

はじめに

世紀の発見

今から八五年ほど前の、大正十年（一九二二年）十二月、西本願寺書庫を調査していた本願寺史編纂委員の鷲尾教導わしおきょうじょう氏が、蔵の隅から一束の古文書を見つけた。開いてみると、「上人の御事ごじ ちこのあまごぜんの御しるし文」*などと端書きされており、読んでみれば、親鸞聖人の妻、恵信尼の直筆の手紙であった。世紀の発見をした鷲尾教導氏の驚きや、いかにばかりであっただろうか。

大正十年といえば、親鸞聖人が亡くなった弘長二年（一二二二年）から数えてすでに六六〇年の時が流れていた。この間、平穩無事に時が流れたのではない。特に蓮如上人から教如上人までの一五〇年間は、激動の時代であった。

蓮如上人をはじめ、旧仏教からの弾圧を避けながら必死に教線を拡張していった。やがて旧仏教からの弾圧を恐れる必要もないほど力をつけると、今度は一向一揆をおこして、武士階級と真正面から渡り合うことになった。その間、本願寺は京を脱出して吉崎に立て籠もり、

2

吉崎の縁つきるや山科に広大な寺内町をつくり、山科を焼き出されるや大坂の石山に城郭を構えて信長に決戦を挑んだ。今日の我々には想像することも出来ぬほどの激烈さをもつていたのが、本願寺であり、我々の祖先であった。

しかし、その戦いも十年後には力つき、秀吉の天下統一で動乱の時代は終わった。あれほどまでにこの世の権力に逆らった本願寺も、秀吉と和解し、封建社会の中に組み込まれていた。つまり秀吉から贈与された京都堀川の地に本願寺を構え*、いつしか眠れる獅子となつて、今日に至つたのである。

この間、いくたび本願寺は戦禍をくぐり抜けたことであろうか。こうした歴史を思うにつけても、『恵信尼消息』が散失することなくひそかに守りぬかれていたことに、感動を覚えずにおれない。

発見の意義

『恵信尼消息』の発見は親鸞研究にとって画期的な出来事であった。

それというのも、封建時代をくぐるうちに親鸞聖人は様々な伝説に包まれて、いつしかその実像を窺い知ることができなくなっていた。江戸時代にできた『親鸞聖人正統伝』*はそ

「上人……」本文とは別筆のこの覚え書きの横に、さらに別筆で、「この御うはがきは故上の御手也 覚如しるす」とある、つまり、はじめの覚え書きは覚恵がこの手紙を読んだときにつけたものであり、次のは覚如が読んだときにつけたものである。

堀川 十一世顕如の死後、長男教如は秀吉の命で隠居させられ、替わりに弟の准如が十二世を継いだ。その後、家康は教如に烏丸の土地を与え、教如を中心に大谷派が生まれた。

『親鸞聖人正統伝』 一七一五 年 高田派の良空著

の集大成ともいうべきもので、親鸞聖人は藤原一族の出で、関白九条兼実の娘、玉日姫を妻とした高貴な人として仰がれている。また田舎の人々への教化も、信心為本の教えのかたわら、様々な神通力を示す人として、超人化されていたりする。本願寺教団もそうした伝説化された親鸞像に寄りかかり、教学も実存性を失い観念化されたものになってしまっていた。

しかし、明治維新以降、日本は封建社会から近代市民社会へと、その社会構造が根幹から変わっていった。当然、時代の空気を吸って生きる人々の意識も劇的に変わっていきこうとしていた。そうした近代的な知性にとって、封建社会のなかで様々な伝説に彩られた親鸞像は次第に輝きを失って、胡散臭いものと見えたことであろう。また、そうした偶像に基づく観念化された念仏など、学問のない田舎の人間の迷信にすぎぬと蔑視されるようになったに違いない。新しい時代の到来は、おのずから新しい親鸞像を求めることになっていたのである。

そうした時代の要求にまず応えたのが、清沢満之を中心とする浩浩洞であった。満之やその弟子たちは『歎異抄』に導かれながら、苦悩する親鸞に自らを重ね「念仏による往生成仏の道」とはどういうことを意味するのか、自己の存在をかけて必死に求道していった。こうした宗教的実存による実験を通して、新しい親鸞像が生み出されていったのである。

ところが歴史学の方からのアプローチは、伝説化されてしまった親鸞を俎上そじょうにあげて研究

すればするほど裏付けとなる事実を見出せず、ついには一部の人々から親鸞不在説まで出て来るようになっていった。

だから、「親鸞とは誰のことか」、「何を思い、何を行い、いかにしてそれを解決し、その結果、何者となったのか」、こうしたことを明らかにするためにも、歴史上の親鸞の姿を明らかにすることが急務となっていたのである。

そうした中で、大正十二年七月に出された鷲尾教導氏の『恵信尼文書の研究』は、親鸞不在説を一掃するとともに、疑惑の目*を向けられていた『御伝鈔』の記述も事実に基づくものであったことを証明した。さらには、生涯、自身のことについては何も語ろうとしなかった親鸞聖人の実像を垣間見せてくれることになったのである。

このように『恵信尼消息』を歴史の中において俯瞰ふかんしてみると、『恵信尼消息』は、「親鸞とは誰のことか」が判らなくなった時のために、如来が密かに用意して下さっていた宝物であったのかと、慶ばずにおれなくなる。

信心の人

『恵信尼消息』の発見によって、親鸞聖人の妻は「玉日姫」から「恵信尼」へと変わった。

疑惑の目

中 沢見明氏は『史上
の親鸞』(大
正十一年刊)で
『御伝鈔』を「戯
論狂言に過ぎない」と断じてい
る。

このことは何を意味するであろうか。「摂政・関白九条兼実の娘、玉日姫」ということには、「高貴な人」という意味が付与されていたはずである。封建社会にあつては「高貴」ということがなによりも尊いことであつた。高貴な人と結婚した親鸞聖人もまた高貴な人というのである。そこにあるのは仏教ではなく貴人信仰とでもいうべきものである。

では、恵信尼が妻であつたということの意味するものは何であろうか。結論から言うと、「信心の人」であり「念仏成仏の道を共に歩む御同朋」を意味するのではなからうか。

もちろん恵信尼は生まれながらの「信心の人」であつたというのではない。親鸞聖人との出遇いから始まつた厳しい人生を生きていく中で「信心の人」になつたのであり、そのことによつて夫、親鸞との関係が「念仏成仏の道を共に歩む御同朋」となつたのである。

では、どうして恵信尼は親鸞聖人との出遇いから「信心の人」となり「念仏成仏の道を共に歩む御同朋」となることができたのか、これからしばらく諸先生の教示に導かれながら、恵信尼の生涯を学んでいくことにしよう。

恵信尼の出自

貴族の娘

恵信尼は今から八二五年前の一八二二年（寿永元年）に生まれた。これは恵信尼自身が手紙の中で触れているので間違いない。一一七三年（承安三年）生まれの親鸞聖人より九歳若いことになる。

しかし、両親や生誕の地についてはたしかな資料がなく、推測するしかないのが現状である。

『恵信尼消息』によれば、恵信尼は晩年、親鸞聖人と別れて越後で暮らしている。そこには下人もおり、覚信尼以外の子どもたちも近所にいたようである。こうしたことから長い間、恵信尼は越後の豪族の娘で、そこに流罪になつてやつて来た親鸞聖人と知り合い結婚した、と考えられてきた*。

ところが最近、恵信尼は中央貴族の娘ではないかという説が有力になつてきた*。それと、この恵信尼の父親について色んなことが判つてきたからである。

恵信尼越後説

藤島達朗、宮崎
円遵、家永三郎、
笠原一男氏ら

恵信尼京都説

赤松俊秀、井上
慶隆、平松令三、
今井雅晴氏ら

蓮如の十男、実悟が編纂した『日野一流系図』*に、恵信尼は「兵部大輔*三善為教女」と紹介されている。これが恵信尼の父親についてはじめての記述だそうで、その信憑性については疑義が残りそうだが、現在のところほとんどの学者がこの紹介を前提に話を進めている。

この「三善為教」は、九条兼実の日記『玉葉』に出てくる「前越後介*三善為則」と同一人物と思われる。そうとすれば、恵信尼の父は関白九条兼実の家司*をつとめたり、越後介に任じられたり、兵部大輔になった中流貴族である。恵信尼は、父、三善為教が越後介の任を終えて帰京した四年後に生まれたことになる。

律令国家

ここでしばらく奈良・平安・鎌倉の初期まで続いた律令制について触れておきたい。日本史に疎い私は、これまで貴族というと、朝から歌を詠んでは恋愛ごっこに現を抜かしたり、現実から遠く離れた世界で蹴鞠などをして遊んでいたように錯覚していた。

ところが、畑龍英氏の『親鸞』*を読み、それがとんでもない誤解だということを知られた。平安貴族の毎日は、決して優雅なものではない。律令国家ということは、財産も身分

『日野一流系図』

一五四一年（親鸞没後二八〇年）作

兵部大輔 軍事をあつかう兵部省の次官

越後介 越後の国司の次官

家司 武家でいえば家老、商家でいえば番頭にあたる職

畑龍英 『親鸞』

（上）放埒の系譜『親鸞』（中）女犯の夢告『親鸞』（下）愚者の念仏』（二〇〇一年刊）

も「家」に固定的に属していた封建社会とは違って、原則としてすべてが国家財産であり、その管理運営にあたる官僚もまた原則として個々人の能力によったのである。

藤原一族を率いる氏長者*になった者は、天皇の幼少の時は摂政として、成人すれば関白として、天皇にかわって国政を司るとともに、藤原一族の利益のために尽くさねばならなかった。封建領主のような愚昧な者では決して務まらぬものである。

たとえば氏長者でもあった摂政・関白九条兼実は新進気鋭の仏者であった法然に師事したり、日記『玉葉』を遺している。また弟、慈円が何回も天台座主になったのは単に家柄が良かっただけでなく、末法思想に基づいて『愚管抄』という歴史書を書く実力者でもあったからであろう。

まして藤原の流れを汲む一族のほとんどは、親のコネだけでは出世はできず、必死の勉強で国家の役職に就く以外に生き延びる道はなかったのである。とはいっても氏素性も明らかでない一般の人間と違って、彼らは勉強や教養に精を出し、認められれば次第に出世して、ついには殿上人となることも夢ではなかった。三善家や、藤原一族に属する日野一流の、そのまた庶流に属する親鸞一族は、そうした中流貴族であったと思われる。

氏長者 氏中の最高位者がなり、氏人の祭祀権・招集権・裁判権を持つ

自立した女性

恵信尼が地方の豪族の娘でなく、中央貴族の娘と推測されるもう一つの理由は『恵信尼消息』の中に出てくる貴族生活を偲ばせる記述である。消息の中で恵信尼は、夫を「殿」と呼び、孫を「公達」と呼んでいる。こうした都人の生活ぶりを偲ばせる言葉づかいが幾つもある。

また、京で貴族生活を送っている子どもの覚信尼との手紙のやりとりにも、なんら臆するところが見受けられない。自らも若き頃、貴族生活を送ったからであろう。そして何よりも自らを「ちくぜん」と名のついていたところから推測するに、恵信尼は若き頃、宮中か九条家かに「女房*」として出仕したとみて間違いがないようである。

恵信尼は若い時から日記をつけており、九十歳近くになっても耄碌せずもろろくに一家を切り盛りしている。また親鸞聖人との関係は決して従属的なものでなく、精神的にも生活上でも自立したものになっている。こうしたことは「女房」時代に培われたものと思われる。封建時代になって作り上げられていった女性像のように、娘時代は男の目の届かぬところで過ごし、長じては親のいうまま結婚し、嫁しては生涯夫に仕えるという、そんな女性を思い描いては恵信尼の実像にいつまでたってもたどり着けないであろう。

女房 貴族社会において、朝廷や貴頭の人々に仕えた奥向きの女性使用人。女房の名称は仕える宮廷や貴族の邸宅で彼女らにあてがわれた専用の部屋に由来する。平安中期以降、受領階級などの中級貴族の娘が出仕することが多く、和歌や和文学に優れた人物も多く輩出した。
（『ウイキペディア』）

平安貴族の社会にあつては、教養のあることが高貴なことと考えられており、貴族は男も女もこぞって教養を身につけようとした。貴族の娘は家事や育児には手を出さず、宮中や上流貴族の妃に仕え、そこにできていくサロンで自己の教養に磨きをかけたようだ。こうした文化的な背景があつて、この時代には紫式部*や清少納言*等の女流文学者が多く輩出したのである。今井雅晴氏は、恵信尼もまた紫式部や清少納言と同じ身分の女性であつた、と推測している。

結婚

京で結婚

ところで、恵信尼は親鸞聖人と、いつ、どこで結婚したのであろうか。

先に触れたように、長い間、恵信尼は越後の豪族の娘と考えられてきた。それ故、結婚もまた、親鸞流罪の地、越後においてであり、京においては恵信尼以外の女性、後に玉日姫伝説となるような女性と結婚していた、と考えられていた。

紫式部 越後守藤原為時の娘。娘時代の約二年を父の任国で過ごす。一条天皇の中宮彰子（上東門院）に女房兼家庭教師役として仕えた。
清少納言 清原元輔の娘。父の周防守赴任に際し同行。「清少納言」は女房名で、「清」は清原の姓から「少納言」は親族の役職名から採った。一条天皇の時代、私的な女房として中宮定子に仕えた。

ところが最近の研究では、恵信尼は京の中流貴族の娘と考える方が適當でないかという。それに、これまで親鸞聖人は一人で流罪の地へ赴いたと考えられてきたが、どうも流罪の地へは家族共々行けたようなのである。こうした新しい発見などによって、今では、二人の結婚は京であつたという説が有力になってきた。

行者宿報偈

では、結婚の時期はいつ頃だつたのであろうか。このことを考える手懸かりになるのは、『恵信尼消息』に紹介されている六角堂の夢告*であらう。親鸞聖人は二九歳の時、六角堂に百日の参籠をした。その九五日目の暁に救世観音から次のような夢告を受けたという。

行者宿報設女犯

我成玉女身被犯

一生之間能莊嚴

臨終引導生極樂

この偈のころを私なりにいただいてみると、「行者よ、もしあなたが宿報によつて女犯の罪を犯さずにおれないならば、救世観音の私が玉の女性となつてあなたに犯されましょう。(そ

六角堂の夢告

『恵信尼消息』に紹介されている六角堂の夢告が「行者宿報偈」であつたかどうかにについては異論がある。『御伝鈔』では「行者宿報偈」は31歳になつており、松野純孝氏は法然上人の真影を図画した33歳の時の夢告が「行者宿報偈」であるという。なお、熊皮の御影には「行者宿報偈」が添えられている。

して観音の力で、あなたの犯した「罪」を浄土に往生する「徳」に転じてあげましょう。つまり私は一生あなたに連れ添ひ、あなたの人生を意味あるものにしてあげます。そして人生の終わりに臨んでは、あなたを引導して阿弥陀如来のまします極楽浄土に生まれさせてあげます。(決して女犯の罪により地獄に墮ちると恐れてはなりません。）」というのである。なぜ親鸞聖人はこんな夢告を見られたのであろうか。この夢告の意味するところは何なのであろうか。それを解明するためにも、当時の仏教界の実情について触れておきたい。

『覚禅鈔』

仏教は釈尊の時代から不淫戒によつて出家者が女性と交わることを戒めてきた。ところが親鸞聖人在世の頃は、不淫戒はとうの昔に有名無実化していたのである。

さらに驚くべきことに、親鸞聖人の受けたこの夢告に先立つこと十九年、真言宗の僧、金胎房覚禅こんたいぼうかくぜんという人が『覚禅鈔』という密教の書物に次のような文章を書いていたという。

もし邪見の心をおこし、淫欲熾盛いんよくしじやうにして世に墮落すべきに、如意輪にょいりん*、われ玉の玉女となりてその人の親しき妻妾さいしよとなり、共に愛を生じて一期生いちごしよの間、莊嚴すること富貴もつを以

如意輪
観音

てせん。無辺の善事を造らしめて、西方の極楽浄土に仏道を成ぜしめん。疑いを生ずることなかれ。

『覚禪鈔』の一文と「行者宿報偈」と何とよく似ていることであろう。観音が「玉女」となり、「二期生の間、莊嚴」し、「西方の極楽浄土に仏道を成ぜしめん」というところは、ほとんど同じである。

しかし、「邪見の心をおこし、淫欲熾盛にして世に墮落すべきに」というその前提の文には、「行者宿報偈」に流れる人間業への深い悲しみはなく、ある種のいやらしさが漂うてはいないか。これはどこから来るのであろう。それはインド、中国、日本と二千年もの間、仏道を歩む者を呪縛してきた「性」に対する畏れや蔑視が厳としてあったからであろう。

『唯信鈔』を著した聖覚法印や『一念多念分別事』等を著した隆寛律師をはじめ、南都北嶺の名だたる僧たちも妻帯していたという。だがそれは、あくまでも秘め事であったのである。だから後白河上皇は「せぬは佛、かくすは上人」と揶揄したという。

このように隠れたところでの妻帯は止めようもなく、朝廷も黙認していたが、建前上は「僧」の身分を国家から受けている者の結婚は禁止されていた。「戒律」は仏道修行の大前提であり、

それを否定することは仏教そのものの否定と思われたからである。

タブーへの挑戦

こうした仏教界の建前からこの「行者宿報偈」を見ると、この偈が「女犯」というタブーに挑戦した過激な内容をもっていることに気づく。親鸞聖人はこの夢告により、男女の交わりを「女犯」と貶めてきた仏教の呪縛から解放され、男女の交わりからなる在家庭生活の中にこそ真実の仏道のあることを見出したのである。「行者宿報偈」は末法の世における新しい仏教の宣言を意味したといえるのではなからうか。

だからであろう。夢告は「行者宿報偈」に続いて、

救世菩薩、善信にのたまわく、「此は是我が誓願なり、善信この誓願の旨趣を宣説して、一切群生にきかしむべし」と云々*

と、救世観音菩薩の親鸞聖人への勅命が記されている。「行者宿報偈」は親鸞聖人個人に対して出されたものではなかった。末法の世を生きるすべての衆生に向けて出されたものであった。親鸞聖人はそれを最初に聞いた者として、一切衆生に伝える使命が託されたのである。

『恵信尼消息』はこの夢告に続いて、親鸞聖人が法然上人のもとへ百日通い、ついに法然

*『真宗聖典』

上人の弟子となられたことを記している。親鸞聖人は百日間の間、ただ黙って聞いていただけであるまい。必ずやどこかで、法然上人に「行者宿報偈」のことを語られたに違いない。法然上人は常日頃「現世をすぐべき様は、念仏の申されん様にすぐべし。…いはく、ひじりで申されずば、めをまうけて申べし。妻をまうけて申されずば、ひじりにて申すべし」(『和語燈録』)と言われていた。その法然上人から、「行者宿報偈」の夢告に対する印可を受けたのではなかるうか。

恵信尼との結婚

このように見てくると、親鸞聖人の結婚は六角堂の夢告からそう遠くない時期であったと推測される。では、その相手は誰であったのか。長いこと撰政・関白九条兼実の娘玉日姫と信じられてきた。『親鸞聖人御因縁秘伝抄』*や『親鸞聖人正明伝』*には、在家の者の往生に不安を示す兼実の提案を受けて、法然上人が、出家者でも結婚して往生できることを示すために、親鸞聖人を指名して兼実の差し出す玉日姫と結婚させた、とある。このエピソードが長い間、信じられてきた。

しかし、この話は親鸞聖人側から出てきた話であって、兼実の側を調べてみると、このエ

『親鸞聖人御因縁秘伝抄』親鸞の妻帯に到る由縁を中心に述べられた伝記。一四五〇頃の作か？

『親鸞聖人正明伝』文和元年(一三五二年)存覚撰として高田派に伝えられてきた伝記。最近、佐々木正氏によって再評価されている。

ピソードを裏付けるような事実は見つからない。そのため今では、ほとんど顧みられることもなくなった。

では、それなら、いったい誰と結婚したのであろうか。実は『恵信尼消息』そのものが、その相手は誰かを語っているというのである。国語学からの新しい提言に耳を傾けてみよう。

『恵信尼消息』第三通*に、親鸞聖人の六角堂参籠から法然帰依にいたる経緯が語られている。

山を出でて、六角堂に百日こもらせ給いて、後世を祈らせ給いけるに、九十五日のあか月、聖徳太子の文をむすびて、示現にあずからせ給いて候いければ、やがてそのあか月、出でさせ給いて、後世の助からんずる縁にあいまいらせんと、たずねまいらせて、法然上人にあいまいらせて、又、六角堂に百日こもらせ給いて候いけるように、又、百か日、降るにも照るにも、いかなる大事にも、参りてありしに、ただ、後世の事は、善き人にも悪しきにも、同じように、生死出ずべきみちをば、ただ一筋に仰せられ候いしをうけ給わりさだめて候いしかば、上人のわたらせ給わんところには、人はいかにも申せ、たとい悪道にわたらせ給うべしと申すとも、世々生々にも迷いければこそありけめ、

*『真宗聖典』六一六頁

とまで思いまいらする身なればと、ようように人の申し候いし時もおほせ候いしなり。

この手紙には過去の思い出を語るのに「き」と「けり」との二種類の助動詞が使われている(文中の太字部分)。そのうち「き(き・し・しか、と活用)」は、自分が直接体験した事実の回想に用いる助動詞であり、「けり(けり・ける・けれ、と活用)」は、他から伝聞した過去を回想する意を表し、婉曲的表現に用いる助動詞であるというのである。

この助動詞の法則に従って考えるなら、六角堂の百日参籠は、恵信尼が親鸞聖人から聞いた話ということになり、親鸞聖人が法然のもとに百日通ったことは、恵信尼自身が知っていることになる。また、「ただ、後世の事は、善き人にも悪しき人にも、同じように、生死出ずべき道をば、ただ一筋に仰せられ候し」という法然上人の言葉は親鸞聖人から聞いたのである、恵信尼自身が親鸞聖人と共に聞いたことになる。

この手紙はさらに親鸞聖人の思い出を語っていくのであるが、煩雑になるので概略述べると、常陸の「さかいのぼう」での夢の話は恵信尼自身の体験として「き」の助動詞でもって語られ、子どもの「益方」が親鸞聖人の臨終に立ち会ったことについては伝聞として「けり」の助動詞で語られている。このように『恵信尼消息』では「き」と「けり」の助動詞が、伝

聞と直接経験とにきつちりと使い分けられている。

こうした国語学からの指摘を受けて、今井雅晴氏は、恵信尼は親鸞聖人より先に法然の教えを受けていて、後から来た親鸞聖人と知り合い、結婚したと推測している。

三善恵信尼 ― 九条兼実 ― 法然(親鸞)

その推測を裏づけるものとして、今井氏は三善家と九条家の関係について興味深い指摘をしている。少し見ていこう。

三善家は学問によって宮仕えする中流貴族で、一族から諸国の長官(守)や次官(介)を輩出している。恵信尼の父親の三善為教以前にも、為長という人(一〇五四年)と為康という人(一一二四年)が越後の介になっている。

この三善為康(一〇四九―一一三九)は『拾遺往生伝』『後拾遺往生伝』を編纂したことで有名であり、熱心な阿弥陀信仰の持ち主として比叡山の黒谷に隠遁して修行していた念仏聖(ひじり)たちに帰依していたと言われている。

また三善家は九条家の家司でもあった。こうした関係から恵信尼は九条家に女房として仕えていたと思われる。あるいは、兼実の娘で後鳥羽上皇の中宮となり、兼実の失脚で出家し

て宜秋門院ぎしゅうもんいんと称した藤原（九条）任子にんし*に女房として仕えていたのかもしれない*。

ところで、三善為教が仕えた九条兼実は、文治五年（一一八九年）頃より法然の教えを聞くようになり、以後たびたび法然を家に招いては受戒している。その傾倒ぶりにはただならぬものがあり、妻や娘にも受戒させるとともに、ついには法然を戒師として娘の任子が一二〇一年に、兼実は一二〇二年に出家している。恵信尼は一一八二年生まれである。彼女が九条家に仕える女房であったなら、当然、九条家の人々と一緒に法然上人の教えを聞いていたことであろう。こうしたことから今井雅晴氏は、恵信尼は親鸞聖人と「九条兼実と法然上人の師弟関係」を通して知り合い結婚に至ったであろう、と推測している。

それにしても今井氏が指摘するように、「女房」づとめをし地位も教養もあつた恵信尼が世間の非難を恐れずに結婚に踏み切るということは大変なことであつただろう。親鸞聖人においては六角堂の夢告によってタブーを踏み越えることができた。では、恵信尼は何によって僧との結婚に踏み切れたのであろうか。

御同朋

どうやら親鸞聖人と恵信尼の関係は、封建時代を経てでき上がつた「任職―坊守」という

ような間柄ではなかつたと思われる。「任職―坊守」というところには役割分担があり、封建時代を経てでき上がつた関係上、おのずからそこには主従関係の要素も含まれている。親鸞聖人と恵信尼の関係はそうしたものではなかつたようだ。親鸞聖人も恵信尼も属した家柄は同じであり、宗教上も法然上人に共に帰依する「御同朋」の関係だつたのではなからうか。

当時、法然上人は吉水きすい*に草庵を結び、そこで念仏の教えを説いていた。伝説では、結婚した親鸞夫婦は岡崎おかざき*の地に住み、そこから吉水に通つたと言われている。当時の結婚は「婿入り婚」といって、夫の方が嫁の家に通うなり、住み込むなりしたという。もともと出家していた親鸞聖人には経済力はなかつたであろうし、母系社会の色合いの強かつた当時であれば恵信尼の方に経済力があつたはずだ。親鸞聖人と恵信尼の結婚は、恵信尼に親鸞聖人が迎え入れられるものではなかつたろうか。

余談になるが、恵信尼は晩年まで、近くに明信や有房という男の子がいながらも家長として一家を取り仕切っている。また、覚信尼へ「下人」を譲るなど、母から娘への財産贈与が見られる。覚信尼についていえば、親鸞聖人の往生に際し、叔父の尋有や兄の有房（益方）、弟子の顕智などがいたにもかかわらず、覚信尼が葬儀を取り仕切つたようだ。また、その後、親鸞聖人の廟堂を建立し関東の門弟たちと話し合つて本願寺の基礎を作り上げている。

任子 畑氏は「とうこ」と読んでいた。

任子の女房説
畑龍英『親鸞』

吉水 左京区円山公園の上にある安養寺が吉水禅房跡と伝えられている。

岡崎 左京区岡崎天王町にある大谷派の岡崎別院がその跡といわれている。

このように恵信尼も覚信尼も、社会的にも信仰の上でも自立した女性であったと思われる。こうした精神的な自立が、恵信尼をして親鸞聖人との結婚に踏み切らせたり、越後への流罪や関東への布教の旅という苦難の人生を甘受させたのではなからうか。

子どもの誕生

さて結婚した二人に子どもは授かったのであろうか。『恵信尼消息』*によれば一二二一年に信蓮房が生まれている。『日野一流系図』によれば、信蓮房より先に小黒女房と善鸞がいたことになっている。流罪になったのが一二〇七年であることも合わせて考えてみると、流罪前に子どもが授かっていたのではなからうか。文字通り、二人は在家仏教の実践者として、夢告で言われた通り「一生之間能莊嚴」の日々であったのではなからうか。しかし間もなく、念仏への圧力を強めていた旧仏教によって、歓びの日々が苦難のそれへと激変することになるのである。

*第五通『真宗聖典』六二〇頁

流罪

承元の法難

法然上人の唱導する専修念仏の教えは、男女貴賤を問わず人々に受け入れられ、門前に市をなすがごとくであったという。しかし、人々を魅了した「専修（ただ念仏）」の教えは、弥陀一仏への帰依であり、持戒の有無を問わぬものであったために、南都北嶺の旧仏教側は自らの宗教的根拠を否定されたことになり激しく反発するようになった。

元久元年（一二〇四年）、延暦寺の衆徒は座主真性に対し念仏の禁止を訴えた。法然上人もそれを無視することができなくなり、他宗を否定したり造悪無碍ぞうあくむわいに陥ることを誡める「七箇条制誠せいかい」を作り、自らの署名に続いて門弟たちにも署名させ、それを護ることを誓わせた。このときの署名は一九〇人に及ぶのだが、親鸞聖人も「僧綽しやく空」の名で署名している。

しかしその甲斐もなく、翌元久二年（一二〇五年）、今度は奈良の興福寺が、戒律復興にとめていた貞慶*の起草になる「興福寺奏状」を朝廷に出し、慎重な朝廷に対して専修念仏の停止を強く迫った。そうした緊迫した情勢の中でスキャンダルな事件がおき、ついに朝廷

貞慶（一一五五〜一二一三）

解脱上人。戒律を重んじ法相宗の復興に努めた。

は念仏弾圧に動いたのである。

その事件というのは、後鳥羽上皇*が熊野へ行幸して留守の間に上皇の女房たちが住蓮房、安樂房らが催した六時礼讃ろくじらいさんの念仏会に参加し、ついには出家して尼にまでなつてしまったのである。この時、夜も密かに泊まったという怪しげな噂も流れ、京に帰った上皇は激怒して、住蓮、安樂たち四名を死罪に、法然上人以下八名を流罪に処した。時に建永二年(一一〇七年)二月のことであつた*。

親鸞聖人の罪名

ところで、死罪四名、流罪八名を数えたこの弾圧は、不思議なことに師の法然上人を除けば、有力な弟子が入っていない。教義上の弾圧であるならば、師の法然上人以下おもだった弟子たちも弾圧されてしかるべきである。そうでないとすると、この弾圧は教義上の理由によつて弾圧されたというより風紀上の理由でもつて弾圧されたと考える方が自然でなかろうか。死罪になつた住蓮房、安樂房はまさに風紀紊乱ふうきそらんの罪であろう。では、親鸞聖人は何の罪であつたのか。

親鸞聖人は『歎異抄』や『御伝鈔』に出てくる信心諍論*や信行両座*の話から窺える

ように、教義の決判に対し妥協のない姿勢を貫いている。こうした一念義的な教義の過激さが弾圧を被る原因になつたとも考えられるが、単に教義だけではなかなか弾圧することは難しいのではなからうか。世間の人々の反発を避けるためにも、誰もが納得する具体的な事項に基づいて裁かれたと思う。では、それは何かといえ、まぎれもなく妻帯であろう。

「親鸞」を突き動かすもの

少し話が横道にそれるが、私には、親鸞聖人の家系には世間の常識に収まることが出来ず、縁があれば世間を突き破る激しい「業」が脈打っているように思えてならない。その幾つかを挙げてみよう。

まず親鸞聖人の祖父にあたる日野経尹つねまは阿波権守ごんのかみになつているが、『尊卑分脈』*という諸家の系図本にわざわざ「放埒人はなりのびと也」と注を入れられている。貴族社会の枠外に飛び出すような言動があつたようだ。

親鸞聖人が九歳で出家するとき親代わりになつてくれた伯父の範綱のりづなは、後鳥羽上皇の側近となつて若狭守にまでなるのだが、一説には源平の争いの中で鹿ヶ谷の変に係り、拷問を受けたと言われているし、義経の要請による頼朝追討の宣旨せんじに関係して失脚したり、浮き沈

後鳥羽上皇(一

一八〇)一三三

九)。天皇在位

期間、一一八三

〜九八。退位後、

土御門、順徳、

仲恭の三代の天

皇にわたつて院

政を行った。

建永二年 この

年の十月に改元

されて承元とな

る。親鸞聖人は

『教行信証』の

後序で「承元」

とよんでいるの

で真宗では承元

の法難と言う。

信心諍論『真宗

聖典』六三九頁、

七二九頁

信行両座『真宗

聖典』七二八頁

『尊卑分脈』洞

院公定(一三四

〇)一三九九)

が書き始め、以

来洞院家の者に

よつて書き続け

られた日本の系

図集の代表的な

もの

みの激しい一生を送っている。

もう一人の伯父である宗業は、若い頃は父親の経尹のせいかずいぶん苦勞するが、四〇歳頃から頭角をあらわしだしついに文章博士*から式部大輔*へと出世している。その間、出雲権介、備前権介、越後権介、長門権守を歴任し、最後は従三位にまでなつて昇殿を許されている。しかし彼は以仁王*の「御学問の御師」であつた時、平家追討の令旨の文章を指南したのではないかと疑われているし、平家追討に失敗して殺された以仁王の首実檢をさせられている。彼もまた危ない橋を渡つたようなのだ。

親鸞聖人以降も、覚如は教義を護るためには関東の弟子に妥協してないし*、またわが子存覚と教義をめぐつて激しく争っている*。あるいは蓮如上人やその子どもたちは一揆に明け暮れ、自ら時代を動かそうとしている。

こうした日野家に流れる激しい「業」が親鸞聖人を突き動かしていたのではなからうか。教学の上においても、人生の折々の選択においても、親鸞聖人は目の前に立ちはだかる厚い壁をいつも真正面から乗り越えようとした、と思えてならない。

そうしたことを思うにつけても、私は、親鸞聖人が「行者宿報偈」を受けた時、当時の多くの僧のように隠れて女性と親しくなることを潔しとせず、救世菩薩の夢告を掲げて堂々と

文章博士 官僚

養成の大学寮で
紀伝や詩文を教
える。

式部大輔 礼儀、
礼式、文官の考
課、選叙を担当
する式部省の次
官。日野、菅原、
大江家から選ば
れるのが通例で
あつた。

以仁王 後白河
法皇の王子。一
一八〇年に平家
討伐の令旨を出
したが未然に発
覚、宇治で戦死
する。

覚如は『改邪鈔』
と『口伝鈔』を
著し関東の異義

結婚生活を始めたのではないかと思えてならない。親鸞聖人が流罪になつたのも、こうした確信犯的な「破戒の罪」が問われたからであろう。ことに相手となる妻が、身分の低い女性でなく、宮中に仕える「女房」であつたことは、仏教界の秩序を破るだけでなく、貴族社会の秩序に対する挑戦でもあつたのではなからうか。

保護観察付きの所払いか

ところで、この時の「流罪」を現代の懲役刑のように考えたら、その実情からずれてしまふようである。当時の「獄令」に「凡そ流人科断すること已に定まらむ、及び移郷の人は、皆妻妾棄放して配所に至ることを得じ」*とあるように、妻子から切り離されて一人流刑の地に赴くのではなく、かえつて妻子同伴を義務づけているのである。

あるいは、流罪先の決定にあたっては罪人の事情が考慮されたようだ。たとえば法然上人は、九条兼実の所領である土佐に配流されているし、証空と幸西は流罪になつたものの慈円預かりとなつて、刑を執行されなかつた。

親鸞聖人についても、『拾遺古徳伝』*に、はじめは死罪に加えられたが、権中納言であつた一門の六角親経*が評定において救解し、越後の国府に改められた、とある。

を厳しく弾劾し
ている。

覚如は長男の存
覚を二回勘当し
た。

獄令 『日本思想
体系三律令』所
収「獄令第十一
条」

『拾遺古徳伝』覚
如上人によつて
書かれた法然上
人の伝記

六角親経 日野
(藤原) 親経。
従二位、参議

このように刑の決定に情状酌量がなされているのは、なぜであろうか。一つには、殺人などのような罪を裁くのでなく、念仏者を裁くのであるから、裁く方にも、墮地獄の罰があたりではないかという恐れがあったことが考えられる。さらに、裁く側も裁かれる側も同じ貴族階級に属していたということも大きかったと思われる。つまり流罪とはいっても、その性格は懲役刑ではなく、保護観察付きの所払いのようなものだったのではなからうか。

なぜ越後だったのか

ともあれ、親鸞聖人は「僧尼令」の規定にもとづき還俗させられて「藤井善信」という俗名をつけられて越後へ「遠流」になった。それでは、流罪の地が越後となった事情とは何だったのであろうか。

まず、恵信尼側から考えられることは、三善家が越後に所領を持っていたということがあつた。それは恵信尼が晩年、越後で過ごししていることから窺える。恵信尼の属する三善家からは時々、越後の国司が出ていた。そうしたことが繰り返されるうちに、いつしか三善家は越後に領地をもつようになっていたのではなからうか。

次に考えられるのは親鸞聖人の側からの理由である。朝廷の人事記録である『公卿補任』*

『公卿補任』
公卿の氏名・就任年月・官位などを年代順に記した職員録。神武天皇の代から明治元年までを記録する。

によると、配流決定の直前、建永二年正月の除目*で、伯父日野宗業が「越後権介」に任ぜられている。この時は自らは赴任しない遥任*だったようだが、それでも現地の役人に命令をだすことはできた。この伯父が引受人となつて配流先が越後になったとも考えられそうである。

今になってはそのどちらかはっきりしないが、ともかく親鸞聖人一家を引き受けることのできる場所として越後に決定したのではなからうか。

罪人の日々

さて、師の法然上人は建永二年（一二〇七年）三月十六日に流罪の地、土佐に向けて京を離れている。親鸞聖人もこのころ恵信尼と子どもを連れて、春まだ浅き越後に向けて、京を離れたことと思われる。

聖人一家はどこを通つて越後に入ったのであろうか。越中までは陸路を歩き、親不知を海路で越えたのであろうか。言い伝えでは、越後には居多が浜*から上陸したとされてきた。そして、そこから遠からぬ所にあつた越後の国分寺の側に草庵*をかまえて聖人一家は住んだようだ。

除目 平安時代以降、大臣以外の諸官職を任命する朝廷の儀式
遥任 現地に赴任した受領と違い、京にいて収入だけを得た

居多が浜 新潟県上越市直江津
草庵 竹の内草庵

聖人一家の生活はどんなものであったろうか。これまで『延喜式』*にある「配処に至ると、良賤、男女、大小を論ぜず人ごとに日に米一升塩一勺を給与する、又田を附し翌年春に至り種子を与え、收穫の秋に至れば米塩種子共にとどめる」の記述から厳しい生活を想像しがちであったが、はたしてそうであったのだろうか。

晩年の恵信尼の手紙から、越後での生活の一端が推測される。少なくとも恵信尼には幾ばくかの土地があり、それを耕作したり日々の生活のための「下人」もいたようである。贅沢はできないながらも、生活そのものに行き詰まることはなかったと思われる。辛かったのは、罪人として謹慎の日々を送らねばならぬことだったのでなかろうか。

時機は熟せず

そうした日暮らしの中で、流罪になってから四年目の春、承元五年（一二二一年）三月三日に信蓮房が生まれている*。『日野一流系図』によれば信蓮房は親鸞聖人と恵信尼の間できた三番目の子どもである。越後での生活は流罪の身とはいえども、家庭的には最も落ち着いた時期だったのではなかろうか。そして、罪人ということからもたらされた恵まれた時間の中で、親鸞聖人は、末法の世を生きる凡夫にとっては「念仏成仏の道こそ真宗である」と

『延喜式』平安中期の律令の施行細則。律令政治の基本法となつた。

*『恵信尼消息』第五通・『真宗聖典』六二〇頁

いうことを、教学的に明らかにすることに没頭したのではなかろうか。

建暦元年（一二二一年）十一月十七日、流罪の赦免がでた。待ちに待ったはずであるが、親鸞一家は越後を動かさなかった。親鸞聖人流罪の地は日本一の豪雪地帯である。赦免の知らせが着いた時には、すでに雪で閉ざされていたことであろう。乳飲み子を抱えた聖人一家は春の到来を待ったのかも知れない。ところが年が明けるや、法然上人が一月二五日に往生したとの知らせが届く。法然上人はかねがね、「わが没後において、各住各居して、会わざるにしかじ」（「起請 没後二箇条事」*）と言い遺されていた。親鸞聖人は師の往生をどんな思いで聞いたであろうか。

親鸞一家はなおも三年、越後に止まったのである。「大師聖人 源空 もし流刑に処せられたまわずは、われまた配所に赴かんや、もしわれ配所におもむかずは、何によりてか辺鄙の群類を化せん、これ猶師教の恩致なり」（『御伝鈔上』第三段*）と言いつ切る日を迎えるのは、なお時間が要つたのであろう。

「起請 没後二箇条事」（『西方指南抄』収録）（第一条）「遺弟同法等、全一所に群会すべからず…わが没後において、各住各居して、会わざるにしかじ、鬨諍の基なる由」
『御伝鈔』『真宗聖典』七二五頁

関東へ

『教行信証』の完成を目指す

建保二年（一二二四年）四二歳になった親鸞聖人と三三歳になった恵信尼は関東へ行くことを決断した。聖人一家を招聘した人がいたのであるか。それとも時機純熟して、親鸞聖人は如来に命じられるまま関東へ向かったのであろうか。

聖人一家がなぜ関東に行ったのかということについては様々な見解が示されているものの、多くの賛同を得るにいたったものはない。ここでは、その幾つかをあげてみることにする。

まず初めに考えてみたいことは、親鸞聖人は、『顕浄土真実教行証文類』という本の題名にも明らかかなように、「真実の教え」を教義として明らかにすることに生涯を捧げられた人であったということである。この点は、清濁あわせ呑んだような法然上人と違うのではなからうか。たとえば、法然上人は九条兼実の請を受けて繰り返し戒を授けるなど、専修念仏の教えと矛盾すると思われるようなところが多々ある。

そうした親鸞聖人を憶念すると、念仏弾圧は聖人をして、末法濁世における仏道を明らか

にしようという願いを強めさせたと思われる。このように聖人の資質と使命感を思うとき、関東行きには、これまでの思索を『教行信証』として完成させたいという願いがあったと考えられるのではなからうか。これが赤松俊秀氏の『教行信証』完成説である。

親鸞聖人が向かった関東には、法然上人に帰依する御家人*たちがたくさんいた。ことに下野*から常陸*にかけては法然上人への帰依が深かった宇都宮一族*が支配していた。親鸞聖人の落ち着くことになった稲田郷を含む笠間地方は、宇都宮一族の塩谷朝業*の次男の笠間時朝が領主であった。時朝は聖人が関東を離れた後ではあるが、建長七年（一二五五年）に鹿島神宮へ宋版一切経を奉納している。その一切経が親鸞聖人在郷の時にすでにあつたと考えられないか。というのも、覚如上人の著した『口伝鈔』*に、稲田郷にいた親鸞聖人が鎌倉の北条時氏から招聘されて、彼が書写した一切経の校合をおこなった、という出来事が書かれている。親鸞聖人は布教のかたわら『教行信証』の完成に向けて一切経を読みふけたのではなからうか。

念仏聖

次に考えてみたいのが、関東から奥羽にかけての布教の足跡は親鸞聖人が念仏聖であつた

御家人 大胡隆

秀（上野） 熊谷

直実、津戸三郎

（武蔵） 宇都宮

一族（下野） 北

条政子（伊豆）

下野 栃木県

常陸 茨城県

宇都宮一族

親鸞聖人と同じ

藤原氏に属する

塩谷朝業 宇都

宮頼綱の弟。源

実朝に仕え和歌

に秀で、兄と共に

出家して信生

を名告った。『信

生法師集』

『口伝鈔』『真

宗聖典』六五七

ことを示している、という説である*。

その証拠としてあげられるのが安城の御影である。存覚の『袖日記』によれば、安城の御影は聖人が八三歳のときに朝円という画工に書かせた寿像である。ここに描かれている聖人は、僧とは思えぬ茜根裏あかねうらの下着を着ている。座っているのは狸皮の敷ものだし、眼の前には猫皮の草履と猫皮を巻いた鹿杖かぜづえがおいてある。他の高僧たちと趣を異にしている。なぜこんな絵を描かせたのであろうか。それは聖人自身も弟子たちも、遊行する念仏聖であったからだ、と言うのである。

あるいは、聖人の高弟であった真仏、顕智が開いた専修寺せんじゆじ*の御本尊が善光寺様式の一光三尊仏*であることから、聖人を迎え入れた真仏たちは善光寺の勸進聖と考えられる、という説*もある。このことは『御伝鈔』の第八段*に出ている、絵師の定禅法橋ぼつきょうが親鸞聖人を見た途端、昨夜夢で見た「善光寺の本願御房」と「すこしもたがうところなし」と随喜した記事にも合致しておる。

九条家の荘園

それから、九条家の荘園が常陸にあり、それを宜秋門院が相続しており、そこを頼って行

ったのではないかと、畑龍英氏は推測している。親鸞聖人の弟子の二十四輩は、宜秋門院が所有する小栗御厨おぐりみくりやと小鶴荘こづるのしやうの周辺にあり、稲田からは歩いて一日で行ける行程になるらしい。このように生活していく基盤があったから、関東への移住を思い立った、というのである。

フロンティアの魅力

それから、今井雅晴氏のおもしろい指摘がある。『最須敬重絵詞さいしゆけいじゆうえし』*に、聖人一家は「事の縁ありて東国にこえ、はじめ常陸国にして専修念仏をすすめたまふ」と出てくる。その「事の縁」とは、フロンティアであった関東が親鸞聖人を引きつけたことでないか、というのである。四百年間に亘って政治と文化の中心だった京も、いつしか朝廷や貴族たちが利権をめぐって権謀術策をめぐらす場となってしまうていたし、南都北嶺の顕密仏教も人々の心を神仏の名で呪縛する呪術に成り下がっていた。旧習で窒息しそうになっていた京を離れてすべてを新しく創り始めようとした関東は、政治はもとより精神世界においてもフロンティアであったのである。

今井氏によれば、親鸞聖人の赴いた関東は当時*、下野国宇都宮を本拠とする宇都宮頼綱（一一七二〜一二五九）が支配していた。彼の妻は鎌倉幕府の生みの親、北条時政の娘であ

念仏聖説 松野純孝、平松令三氏

専修寺 高田派

の本山。はじめ栃木県の高田にあったが、江戸時代に三重県の一身田に移る。

一光三尊仏 一

つの舟形光背に阿弥陀仏と観音勢至が収まっている仏像形式

善光寺聖説

五来重氏

『御伝鈔』『真宗聖典』七三〇頁

『最須敬重絵詞』

一三五二年 乗専の撰 覚如の伝記絵巻

親鸞聖人関東在

住期間 一一一

四〜一二三二頃

って、源頼朝と義兄弟になり、幕府の有力御家人でもあった。そのうえ彼は和歌に秀で、京では藤原定家*と親交を結ぶ文化人でもあった。

この頼綱は法然の弟子、証空に師事する念仏者であり、出家して蓮生房という法名を受けていた。そして嘉禄かくの法難（一二二七年）*では、叡山の悪僧による大谷破却に先立ち、法然上人の遺骸を掘り返して西山で茶毘にふし葬り直している*。

この頼綱は親鸞聖人と一つしか違わない。法然に帰依した彼が、自分の領地に来ている親鸞聖人の存在を知らなかったとは考えられない。たとえば、親鸞聖人が最も長く過ごした稲田の草庵跡に建てられた西念寺には、この宇都宮頼綱の猶子で稲田の領主であった稲田九郎頼重が、親鸞聖人を稲田に招いたという言い伝えが残っている。親鸞聖人は新しい時代の到来を予感させる関東に引き寄せられていったのではなからうか。

転法輪

流罪によって深まっていた思索は、親鸞聖人をして、「善信」に替わって「親鸞」を名告らせることになったと言われている*。そこにはきつと、信仰上の飛躍があったことである。聖人は苦闘の果てで獲得した仏道を真新しい世界に訴えたくなくなった、と考えられないであろう。

あろろうか。

釈尊も菩提樹下で悟りを開いた後、梵天の勧請を受けて説法を決意するのだが、初転法輪の地を選んだのはブツダガヤから遠く離れた聖地ベナレス近郊のサルナート*であった。そこにはかつての仲間がいたのであるが、なによりもそこが求道者の集まる場所だったからであろう。

あるいは明治のはじめ、清沢満之が真宗大学を東京にもつていこうとしたことも、東京に浩々洞を開いて若い真宗学徒と共に研鑽し、その成果を『精神界』に発表して世間に訴えようとしたことも、同じでなからうか。親鸞聖人も旧仏教のしがらみのない新天地で自分の獲得した信念を訴えようとしたのではなからうか。

どちらにしても、いずれも魅力的な説であって、どれも決めかねる。あるいはどれか一つでなく、幾つかの理由が複合して関東行きが決まったのかも知れない。ともかく理由はいかようにあれ、親鸞聖人は長い沈黙の時期を終えて、関東に向けて新しい一步を踏み出したのである。

藤原定家 頼綱が京の嵯峨野の小倉山麓に建てた別荘の襖に書くために定家に選んでもらったのが小倉百人一首になった。
嘉禄の法難 隆寛、幸西らが流罪になり、法然上人の墳墓が叡山の悪僧によって破却された。
西山 長岡京市にある光明寺（浄土宗西山派本山）がその跡。
親鸞を名告る 『歎異抄』の奥書に「流罪以降

愚禿親鸞令書給也」（『真宗聖典』六四二頁）とある。

サルナート ブツダガヤより直線距離にして二百kmもある。

山越えの道

ところで、親鸞聖人の決断を恵信尼はどんな思いで聞いたであろうか。すでに二人には三人の子どもがいたはずだ。七歳（？）になる小黑女房と、善鸞と、四歳の信蓮房。彼ら連れての新しい地への旅立ちに不安はなかったであろうか。越後から関東への道は山越えである。子どもを抱えての悪路は、貴族の娘の恵信尼はさぞや辛いものであったであろう。

聖人一家はまず、越後の国府から荒川に沿って山に分け入り、妙高原を越えて長野の善光寺に入った。そこにしばらく逗留した後、今一度わが身を奮い立たせて、千曲川沿いに南下し、小諸あたりからまた山道に分け入って、軽井沢あたりを通って碓氷峠を越え、ようやく関東平野に足を踏み入れたと思われる。

三部経千部読誦

その旅の途中のある出来事が『恵信尼消息』の第五通*に詳しく記されている。それは「信蓮房の四の年」*のことで、場所は「武蔵の国やらん、上野の国やらん、佐貫と申す所」*の出来事である。ここは利根川と渡良瀬川が合流する地点で、たびたび洪水に見舞われていたらしい。ここで親鸞聖人は衆生利益のために『三部経』の千部読誦を始められたが、

四、五日して、「これは何事ぞ、自信教人信、難中転更難とて、身ずから信じ、人をおしえて信ぜしむる事、まことの仏恩を報いたてまつるものと信じながら、名号の他には、何事の不足にて、必ず経を読まんとするや」と思いかえして、読むことをやめたとお手紙に記されている。

これは、いったい何を意味しているのだろうか。「衆生利益」というのであるから、眼前に、水害のためか飢饉のためか、困り果てた人々がいたのである。当時の農業は、現代のような治水事業も発達しておらず、肥料や農薬などもない。風水害や病虫害や天候不順による凶作はめずらしくなかった。飢饉は即、人々の命を奪い取っていく。天地を前にして人間の無力さを嘆くしかなかった人々はおのずから神仏の加護を求めたであろう。親鸞聖人もその視線を受けて思わず『三部経』の千部読誦を始めたのではなからうか。

関東での布教はその最初から、過酷な生活を強いられている人々から、「念仏で人間は救われるのか」という問いを投げ掛けられるものとなったのではなからうか。

寛喜の内省

実は、この建保二年の『三部経』千部読誦の出来事は、それから十七年後の寛喜三年（一

第五通 『真宗

聖典』六一九頁

信蓮房の四の年

健保二年（一一

一四年）

佐貫 武蔵の国

境に近い上野国

の佐貫（群馬県

邑楽郡明和町佐

貫）

二二一年）に、親鸞聖人が病床で語ったことである。その年の初夏、親鸞聖人は風邪をひき高熱でうなされるなか、無意識のうちに『大無量寿経』を読み続けたという。そして、そのことに気付いた時、建保二年の『三部経』千部読誦の出来事を想い出しながら、「人の執心、自力の心は、よくよく思慮あるべし」と恵信尼に語ったのである。この「寛喜の内省」とも呼ばれている出来事が『恵信尼消息』の第五通に詳しく述べられているので、千葉乗隆氏の訳によって見てみよう。

善信の御房（親鸞聖人）は、寛喜三年四月十四日の昼ごろから、すこしお風邪をひかれ、その夕方からおやすみになっておられました。病気が次第に重くなられました。腰や膝をなでさせもせず、看病人も全く寄せつけず、ただ静かに寝ておられました。おからだにふれてみますと、体温が火のように熱く、頭痛も激しくて、ただごとでないご病状でした。

ご病氣になられて四日ほど経た明け方、お苦しみのなかで、「まこと、そうであろう」と仰せになりましたので、「いかがなされました。うわごとを申されたではありませんか」とおたずねしますと、「うわごとではありません。病氣になって二日目から、『大無

量寿経』を休むことなく読んでいました。ふと目を閉じてもお経の文字が一字も残らずはつきりとくわしく見えます。これはいったいどうしたことであろうか、不思議なことだと思いました。お念仏をよろこぶ信心よりほかに、なにか心にかかることがあるのだろうかと思ひ、よくよく考えてみますと、今から十七、八年前にもつともらしく『浄土三部経』を千部、衆生利益のためと思つて読みはじめましたが、これはとんでもない間違いをしている。善導大師の著わされた『往生礼讃』おつしよらいざんに、「自信教人信、難中転更難」とあるように、自ら信じ、人を教えて信じさせることが、ほんとうに仏の恩に報いたてまつることであると信じていながら、名号を称えるほかに、なにが不足で、お経を読まなければならぬと考えたのだらうと反省して、読経を中止したことがありました。このような読経への思いが、いまなお少し残っていたのでありましようか。

人が一度思いつめると、それにとらわれる心と、自力への思いは、たやすく捨てきれないもので、よくよく注意しなければならぬと反省したのちには、お経を読むことはなくなりました。このようなことで、病に臥して四日目の明け方に「まこと、そうであるらう」といったのだ」と申されました。そしてまもなく、ひどく汗をおかきになつて、病氣は快復されたのでした。

寛喜の大飢饉

この寛喜三年は大飢饉となった年で、日本中に餓死者が溢れたと言われている。藤原定家の『明月記』によれば、前年の真夏に、美濃、信濃、武蔵に雪が降り、ひどい凶作となった。『吾妻鏡』*によれば、翌三年の春先から飢饉となり、幕府は「出挙米すいこまいを出し飢えを救う」よう命令を出している。そして、四月十一日に「天変御祈りの御修法」が行われ、四月十九日に「風水干の災難を祈らんが為、諸国国分寺に於いて『最勝王経』を転読すべきの宣旨せんじ」が出、五月十七日には鶴岡八幡宮において三十人の僧による『大般若経』の読誦がなされている。国中を巻き込んだ未曾有の飢饉と、その飢饉から逃れるための国を挙げての祈祷の大合唱の中で、親鸞聖人の「寛喜の内省」があつたのである。

飢饉ということで忘れてならないことは、親鸞聖人が出家した養和元年から翌一年にかけての未曾有の大飢饉である。この時の惨状は鴨長明かものちやうめいの『方丈記』に詳しく書かれており、養和二年の四月、五月の二ヵ月で京中の餓死者が四万二千三百にのぼったと言われている。また、聖人の最晩年（八八歳）のお手紙に*

なによりも、こそごとし、老少男女おおくのひとびとのしにあいて候うらんことこそ、

*『末燈抄』第六通（『真宗聖典』六〇三頁）

あわれにそうらえ。ただし、生死無常のことわり、くわしく如来のときおかせおわしましてそうろううえは、おどろきおぼしめすべからずそうろう。まず、善信が身には、臨終の善悪をばもうさず、信心決定のひとは、うたがいなければ、正定聚に住することに候うなり。さればこそ、愚痴無智のひともおわりもめでたく候え。如来の御はからいにて往生するよし、ひとびともうされ候いける、すこしもたがわず候うなり。

とあるのは、前年の正元元年（一二五九年）が飢饉に疫病が重なって、多くの人が飢え病み死んでいったことを述べているのである。

よく注意してみると、親鸞聖人は生涯にわたってたびたび飢饉にあっていることがわかる。飢饉に襲われ、飢え苦しみ、死んでいく人々を前にして、親鸞聖人は胸を痛め、何とかならぬかと迷いもしたのではなからうか。熱に浮かされるまま無意識のうちに『大無量寿経』の読誦を始めたというのも、その一つであろう。その読経を「自力の執心」として却下したということは、何を意味するのであろう。想い出されるのが、『歎異抄』第四章の言葉である*。

慈悲に聖道・浄土のかわりめあり。聖道の慈悲というは、ものをあわれみ、かなしみ、

*『真宗聖典』六二八頁

はぐくむなり。しかれども、おもうがごとくたすけとぐること、きわめてありがたし。浄土の慈悲というは、念仏して、いそぎ仏になりて、大慈大悲心をもつて、おもうがごとく衆生を利益するをいうべきなり。

関東での布教の日々は、飢え死にしていくなを前に、「人間における救いとは何か」「仏教における衆生利益とは何か」と問われ続けるものであったようだ。

信心の人

ところで、寛喜の内省のエピソードは、親鸞聖人の往生が間違いないことの証^{あかし}として、恵信尼が娘の覚信尼に語ったものである。

恵信尼が、またその話を聞く覚信尼が、親鸞聖人の説く「他力の信心」ということがよく判っていないならば、親鸞聖人の往生の証としてこんなエピソードをあげるであろうか。たとえば、帰依した者の身分を自慢したり、帰依した人の数を数えたり、人を驚かすような出来事をあげて、往生の証としないであろうか。

念仏申す身とならせていただきながらも、なおもこの奥深くに巣くっている自力の執

心をいかにして超えるかということは、浄土真宗における大問題である。このような非常にデリケートな問題を出して聖人の信心の真实性を証そうとしたということは、恵信尼もまた「人の執心、自力の心はよくよく思慮あるべし」という課題を共有し、それを乗り超えていたことを示していると言えないであろうか。

恵信尼は親鸞聖人と同一の信心を生きた人と思われてならない。

恵信尼の「降魔」

この旅の途中で、恵信尼は不思議な夢を見たという。彼女はこの夢を「実夢」と領き、この夢によって夫・親鸞を観音といただくことになるのである。この夢ははかなく消えゆく幻でなく、如来からお告げを受けた宗教経験といってもよからう。しばらく千葉乗隆氏の口語訳によってそれを見てみよう。

さて常陸^{ひたち}（茨城県）の下妻^{しもつま}に幸井郷^{さいかいのじょう}（下妻市坂井）というところがあり、そこに居りましたとき、つぎのような夢を見ました。

それは、お堂の落慶供養のようでした。お堂は東向きに建てられていましたが、宵祭

らしく、お堂の前には、たいまつが明るく周囲を照らしていました。そのたいまつは、お堂の前に、鳥居のような、横木を渡したものに、仏さまの御影像をお掛けしてあります。一体は普通の仏さまのお顔ではなくて、ただ光かがやくばかりで、それは仏さまの頭から発する光のようでした。そのため、ほんとうのお姿は見えないで、ただお光だけしか目に入りませんでした。いま一体の御影は、確かに仏さまのお顔をしてもらったので、「これはなんといい仏さままでございますか」とおたずねしますと、お答えくださったお方はどなたかわかりませんでした。「あの光ばかりしかみえない御影は、あれは法然上人でございます。勢至菩薩さまですよ」と申されました。

「それでは、もう一体の御影は」とおたずねしますと、「あれは観音菩薩さまでございます。あれこそ善信（親鸞）の御房ですよ」というのを聞いたとき、目が覚めて、これは夢であつたとわかりました。

この手紙は親鸞聖人亡き後、恵信尼が娘の覚信尼に送ったものであり、そこに記されている夢の話は生涯、誰にも語らずに心の奥深くに秘めてきたものである。この夢は親鸞聖人と恵信尼の関係がいかなるものであつたかを物語っていると思う。

この夢についての今井雅晴氏の指摘は刮目するものがある。氏の指摘によりながらこの夢について考えてみよう。この時の恵信尼の心理状態はどんなであつたろうか。三善家の領有する土地で下人に支えられながらの安定した生活を捨てて、未知なる関東への旅の途中である。幼子を連れての日本海側から関東への山越えは肉体的にも限界に近かつたであろう。夫、親鸞は布教の使命に燃えていたであろうが、妻、恵信尼の心は子どものこと、生活のことで千々に乱れていたのではなからうか。夫に対し、仏法に対し、次々と湧き上がる疑惑を押さえ切れぬただ中で、恵信尼はこの夢を見たのだと思う。

恵信尼は夢の中で、それまで不平不満を募らせていた夫、親鸞が観音の化身であることを知らされる。彼女はあまりのことに驚いて目を覚まし、これまでの疑念が払拭されて慶びに包まれている自分に気づいた。この瞬間、恵信尼は親鸞聖人との間で結んだ夫婦の契りを、男女の関係から仏（観音）と衆生の関係に昇華したのである。恵信尼は単に親鸞の妻であるのではなく、観音に救われる衆生であり、衆生済度を行う観音の菩薩行に従う聖衆（弟子）として自分をうなずいたのである。こんな意味がこの夢にはあるのではなからうか。

釈尊の成道は湧き上がる疑念を打ち破った「降魔」*の後におとずれた。この夢は恵信尼における「降魔」でなからうか。

降魔 仏陀の八相成道の一つ。菩提樹下に座った釈尊に魔王たちが誘惑や脅迫を繰り返したが、ついに釈尊はそれに打ち克って悟りを開いたといわれている。

あるいはこの夢は、親鸞聖人が六角堂で受けた「行者宿報偈」に似ていないか。この夢は恵信尼における「回心」であったと思う。

関東での生活

蓮如上人の孫にあたる顕誓という人が書いた『反故裏書』*によれば「常陸の国下妻の三月寺小島に三年ばかり、同じく稲田の郷に十年ばかり御座なされた」という。関東に辿り着いた聖人一家はまず下妻の小島*に草庵を結び、しばらく滞在した後、稲田に移ったようである。

稲田に移ってからの親鸞聖人の伝道はいよいよ活発になっていったと思われる。『御伝鈔』にはその様子を「聖人越後国より常陸国に越えて、笠間郡稲田郷という所に隠居したまう。幽栖を占むといえども、道俗跡をたずね、蓬戸を閉ずといえども、貴賤衢に溢る」*と伝えている。

この間の親鸞聖人の伝道の足跡は『親鸞聖人門弟交名牒』*からおおよそ推測できる。そこに載っている弟子の数は、下野国に真仏以下七名、常陸国に順信以下二十名、下総国に性信以下三名、奥羽两国*に如信以下七名、武蔵国に西念一名で、関東から奥羽にかけて三

八名の名が出ている。稲田を中心に、関東から奥羽までの広い範囲にわたって布教したことであろう。

ちなみに、それ以外の弟子は、越後国に覚善一名、遠江国に専海一名、洛中に尊蓮以下七名、あと所在不明一名で、いかに関東の門弟が多いかが分かる。

ところで、このような念仏者としての活発な伝道ぶりに比べ、一家の生活となるとほとんど判らない。『日野一流系図』によれば、信蓮房の後に、有房（益方入道）と高野禪尼と覚信尼三人の子どもがいる。このうち末娘の覚信尼は関東に来てから十年目の元仁元年（一一二四年）生まれであることが判っている*。有房も高野禪尼も関東で生まれたに違いない。忙しく各地を伝道して回る夫に対し、都で貴族の娘として育った恵信尼は子どもたちの教育のことが頭から離れなかったのではなからうか。

『反故裏書』一

五六八年著。法然から顕如までの真宗の歴史書。

下妻の小島 茨

城県下妻市小島

『御伝鈔』『真

宗聖典』七三二

頁

『親鸞聖人門弟

交名牒』『親鸞

聖人門侶交名

牒』ともいう。

門弟の名と住所

を記した法統系

図。

奥羽两国 陸奥

と出羽

*『恵信尼消息』
第四通（『真宗
聖典』六一八頁）

最後の旅——京から越後へ——

関東を離れて京へ

天福二年（一二三四年）前後に、親鸞聖人は京に帰ったと言われている。なぜ、親鸞聖人は京へ帰ったのであろうか。これについても聖人自身は何も語っていない。

考えられることは、関東における理由がなくなったからか、関東におれなくなる理由が出てきたからか、あるいは京に行かねばならぬ理由があったからであろう。

まず「関東における理由がなくなった」*ということでは考えられるのは、そもそもの関東行きが「事の縁ありて」〔『最須敬重絵詞』〕行っただから、その縁が成就し終えた今、元の所へ帰ることにした、ということになるうか。『御伝鈔』には関東での生活に対し、「聖人越後国より常陸国に越えて、笠間郡稲田郷という所に隠居したまう。幽栖を占むといえども、道俗跡をたずね、蓬戸を閉ずといえども、貴賤衢に溢る。仏法弘通の本懐ここに成就し、衆生利益の宿念たちまちに満足す。此の時、聖人仰せられて云わく、救世菩薩の告命を受けし往の夢、既に今と符合せり。*と言われている。聖人とすれば「救世菩薩の告命」に順って努

*平松令三氏らの説。

*『真宗聖典』七三三頁

力した伝道にも一区切りついたので、年老いた私は生まれ故郷の都へ帰らせてもらおう、ということだろうか。

次に「関東におれなくなる理由が出てきた」ということを考えてみるなら、文暦二年（一二三五年）に鎌倉幕府により念仏者取締令が公布されていることが考えられる。かつての承元の法難でもそうであったように、関東でもいつしか、念仏の教えを聞く者の中から造悪無碍の人々が出て来て、声高に社会秩序を無視する発言をするようになった。これが幕府の弾圧を招いてしまったのである。

聖人は晩年、弾圧を受けている弟子に対し、権力におもねるよりも「そのところの縁つきでおわしましそうらわば、いずれのところにも、うつらせたまいそうろう」（『御消息集』第一二通*）と言われている。弾圧の強化を、関東を去った理由にあげる先生*もいる。

最後に、「京に行かねばならぬ理由」であるが、聖人、畢生の事業であった『教行信証』を完成させるために經典のそう京に行かねばならなかった、ということが考えられないか。

あるいは、聖人の晩年の仕事に、法然上人の言行をまとめた『西方指南抄』の完成がある。法然上人没後も念仏の弾圧は繰り返され、弟子もバラバラになり、教えもあやふやになってきた。親鸞聖人はそれに対して危機感をもち、法然上人の教えをまとめておこうと思いつ

*『真宗聖典』五七六頁

*笠原一男、赤松俊秀氏らの説。

たのではなからうか。

それから、子どもたちの教育や生活のこととか、聖人自身の望郷の念*とか、表だつては言えない個人的な理由ということも考えられるのではなからうか。

ともかく関東への旅立ちの時と同じように、今あげた理由の幾つかが重なって、聖人は関東を離れる決意をしたことと思われる。

恵信尼も京へ

ところで、この時、恵信尼や子どもたちはどうしたであろうか。いったんは聖人と一緒に京に帰り、その後なにかの事情で、恵信尼や何人かの子どもが越後へ行ったのであろうか。それとも、聖人だけが京に行き、恵信尼たちはしばらく関東にとどまって、その後何らかの理由で越後の方へ行ったのであろうか*。

親鸞一家が京に帰ったのを天福二年頃とすると、その時覚信尼はまだ十歳である。この覚信尼は若くして日野広綱*と結婚している。広綱は貴族であったことなどを考え合わせると、覚信尼は親鸞聖人と一緒に京に帰ったか、あるいはそれ以前から京に上っていたに違いない。

その覚信尼に、母の恵信尼が家族の様子を尋ねる言葉ぶりや、「あの御影の一幅、欲しく思

望郷の念 今井雅晴氏の説。

恵信尼同伴説

梅原隆章、宮崎円遵、赤松俊秀、松野純孝、石田瑞鷹、藤島達朗、大谷嬉子氏ら。

単独帰京説

今井雅晴氏

日野広綱

親鸞の伯父範綱の孫。出家して宗綱と名告る。広綱の父信綱も出家して尊蓮と名告り、『教行信証』の書写を許されている。

いまいらせ候う」(第四通)と聖人の御影を所望する言い方には、恵信尼と覚信尼が京で一緒に生活していたことを彷彿させるものがある。大谷嬉子氏は建長五、六年(一一五三、一一五四年)頃まで京都で一緒に生活したと予想している*。

ただ、これまで多くその説を紹介してきた今井雅晴氏は、恵信尼や子どもたちには京に行かねばならぬ理由が見あたらず、関東に残った後しばらくして越後へ行った、という説を唱えている。

親鸞聖人の御往生

京に戻ってきた聖人一家はどこに住んだのであろうか。『御伝鈔』には「五条西洞院わたり、一つの勝地なりとて、しばらく居をしましたまう」*とあるところから見ると、はじめは五条西洞院あたりで生活をしたようである。しかし、お手紙*によれば、建長七年(一一五五年)十二月十日夜、火災にあつたようだ。そして最後は、弟尋有僧都*の管理する善法院に移り、覚如の『御伝鈔』に言われるごとく、「聖人弘長二歳 壬戌 仲冬下旬の候より、いささか不例の気まします。自爾以来、口に世事をまじえず、ただ仏恩のふかきことをのぶ。声に余言をあらわさず、もつぱら称名たゆることなし。しこうして同第八日午時、頭北面西

大谷嬉子 『恵信尼公の生涯』(一九八〇年刊)

『御伝鈔』(『真宗聖典』七三四頁)

お手紙 『御消息拾遺』(『真宗聖典』六一〇頁)

尋有 延暦寺東塔・善法院の主となり、中堂の執行、常行堂の検校を兼ねたという。三条富小路に里房を構えていた。

右脇に臥し給いて、ついに念仏の息たえましましおわりぬ」*とて、九十歳の生涯を閉じた。惠信尼はそのことを娘の覚信尼から知らされたが、八十歳を超える身には京に上ることもかなわなかったようだ。『惠信尼消息』にあるように、「殿の御往生」については、「御臨終はいかにもわたらせ給え、疑い思いまらせぬ」*にしても、遠くはるかに想いみるほか何の術もなかった惠信尼は、どんな思いで聖人のご往生を聞いたことであろうか。

越後の惠信尼

『惠信尼消息』の第一通*は、建長八年（一二五六年）七五歳の時のものである。だから遅くともこれ以前には、惠信尼は親鸞聖人や覚信尼と別れて越後へ移っていたことになる。人生の最晩年になって、夫婦、親子がバラバラにならねばならぬ理由とはいったい何だったのだろうか。考えられることは、越後にあつた惠信尼所有の土地のことである。

鎌倉幕府の成立は朝廷の権力を次第に有名無実化していたが、朝廷の復権を狙って失敗した承久の変*によりそれが決定的になり、貴族たちの荘園は武士によって次々と略奪されていった。惠信尼の所領もまた、自らが乗り出して管理しなければならぬ状況に追い込まれていったのではなからうか。

*『真宗聖典』七三六頁

*『真宗聖典』六一七頁

*『真宗聖典』六一五頁

承久の変 承久三年（一二二一年）後鳥羽上皇を中心に倒幕の兵を起すが失敗。上皇をはじめ順徳天皇まで流罪になり、同調した公卿の領地は没収された。

さて、惠信尼一家の越後での生活だが、覚如の著した『口伝鈔』*に「すでに御帰京ありて、御入滅のよし、うけ給わるについて、わがちちは、かかる権者にてましまして、しりたてまつられんがために、しるし申すなりとて、越後の国府よりとどめおき申さるる惠信御房の御文、弘長三年春の比、御むすめ覚信御房へ進ぜらる」とあるところから考えると、越後の国府*あたり領地があつて、そこに住んだようだ。しかし、弘長三年（一二六三年）の飢饉の後、「とびたのまき」*というところに転居している。「とびたのまき」は国府のあつたあたりより川に沿つてもう少し山奥に入ったところでないかと言われている。ここが惠信尼の終焉の地にもなったようだ。

越後での生活

さて、惠信尼の越後での生活はどんなものであつたのだろうか。『惠信尼消息』の第一通、第二通に、自分の所有する「下人」を覚信尼に譲ることが書かれている。さらに、第七通、第八通、第九通、第十通にも、覚信尼に譲る予定の「下人」の近況について繰り返し書かれている。こうした手紙から推測するに、惠信尼は何人かの「下人」を抱えながら領主として生活していたようだ。

『真宗聖典』六四頁

国府 新潟県

上越市

とびたのまき

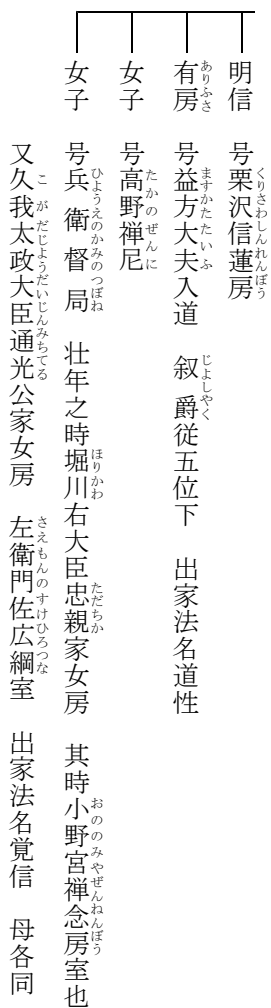
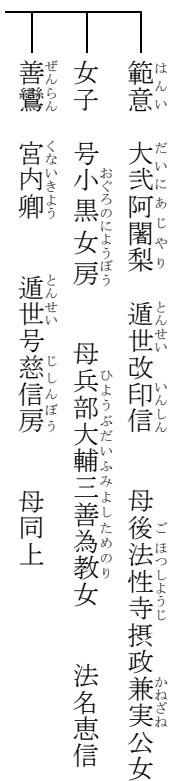
上越市板倉区のあたりか。

しかし、その生活は厳しかったようで飢饉の年には一族が生き延びるために着物までも手放さなければならなかったようである。こうした晩年の生活ぶりから見ると、恵信尼の領地はそんなに大きくなかったようである。

もつともそこには、親から受け継いだ領地も子や孫が増えて余裕がなくなったということもあつたであろう。また、鎌倉幕府の成立以降、承久の変などを経るたびに貴族の荘園は武士から侵略される一方だったから、恵信尼が領地に対してもついていた利権も次第に先細りしていったのではなからうか。

親鸞聖人と恵信尼の子どもたち

ここらで、親鸞聖人と恵信尼の子どもたちについて触れてみたい。『日野一流系図』によれば、親鸞聖人の子どもたちは以下のようになっている。



一番はじめの子の「範意」は、九条兼実の娘（玉日姫）の子とされている。現在では玉日姫については貴人伝説として疑問視されており、しかもこのテキストでは恵信尼の子どもが主題なので触れないでおく。

越後の子どもたち

二番目の小黒女房から覚信尼までの六人が、親鸞聖人と恵信尼との子どもとされている。この六人という数は覚如の『口伝鈔』第十一通に出てくる「恵信御房」への注の「男女六人の君達の御母儀」*という記述にも合致する。覚信尼の往生は覚如の十四歳の時だから、覚如は祖母の覚信尼から親鸞聖人や恵信尼のことについて直接聞いたに違いない。だから親鸞

*『真宗聖典』

聖人と恵信尼の子どもは六人と見て間違いなからう。

この六人のうち『恵信尼消息』には「小黒の女房」と「栗沢（信蓮房）」と「益方」と「王御前（覚信尼）」の名が出てくる。「小黒の女房」と「栗沢（信蓮房）」と「益方」の三人の呼び名は越後の国府近くにある地名から取っているようである。この三人は恵信尼の近くで生活したと見てよからう。

ただし、「益方」には「叙爵 従五位下」という注があり朝廷に仕えたことがあったのかも知れない。また聖人の往生に際してもその側にいたことが分かっている。越後と京の両方に繋がりがあったようである。

手紙に出てこない「高野禅尼」についてはよく判らないが、国府の近くに「高野」という地名があるので、そこらに住んでいたと思われる。

京の子どもたち

この四人にくらべ覚信尼と善鸞には越後との関係をうかがわせるものがない。同じ兄弟でこの違いは何を意味するのであろうか。

まず覚信尼であるが、覚如の著した『本願寺留守職相伝系図』に、後の太政大臣こがみちてる久我通光

に女房として仕え兵衛督局ひょうえのかみのつばねと称したことが出てくる。また『日野一流系図』には、久我通光に女房として仕えただけでなく、「壮年之時堀川右大臣忠親公家女房」であったとも記されている。

また結婚にあたっては、同族の日野広綱と若くして結婚し、覚恵と光玉尼を生んでいる。

広綱は親鸞聖人の叔父範綱の孫にあたる人で、朝廷に仕え左衛門佐さえものすけ*であつたらしい。しかし広綱は若くして死んだため、覚信尼は覚恵を七歳で青蓮院に入れ、親鸞聖人のもとへ帰つて身の回りの世話をしたという。そして覚信尼は聖人の死後、小野宮おのみや禅念ぜんねんと再婚し、四三歳で唯善を生んでいる。こうしたことから覚信尼は母恵信尼と同じく貴族の娘として育てられ、長じても貴族と結婚したことが分かる。

それから二番目に出てくる善鸞のことであるが、彼の名は『恵信尼消息』に出てこない。善鸞については、いわゆる善鸞義絶状に「ままははにいいまどわされたとかかかれたること、ことにあさましきことなり」(『御消息拾遺』第三通*)とあつて、善鸞自身が恵信尼を「ままはは」と言ったらしく、多くの学者がこの手紙などから善鸞は恵信尼の実子ではないと見なしている。もしそうなら、なぜ善鸞が親鸞聖人と恵信尼の子とされてきたのであろうか。また、その母は誰であろうか。

左衛門佐 内裏の警護や行幸のお供をする部署の次官・従五位上の役。

* 『真宗聖典』六二二頁

個人的な見解になるが、「善鸞」と「玉日姫」の二つの謎の解明によって、あたらしい親鸞像が生み出されるような気がしてならないのだが、いかななものであろうか。

この善鸞については詳しいことは判らないのだが、どうやら彼も、覚信尼と同じく京で貴族の子として育てられたようである。『日野一流系図』によれば、善鸞の項に「宮内卿」という注が出ている。朝廷に仕えていた時期があるようだ。あるいは幼くして親元から離れ、京で貴族の子としての教育を受けたかも知れない。そこらあたりにも善鸞事件の遠因が隠されているような気がする。

善鸞、有房（益方）、覚信尼の三人にうかがわれる貴族の子としての教育には、恵信尼の実家の三善家か、親鸞聖人の実家の日野家かのどちらかが関わっていたのであろう。

晩年の親鸞聖人が弟の尋有のもとに身を寄せていたことなどを思うと、親鸞聖人も恵信尼も実家との関係が続いており、自ら労働して生活することのない貴族的な生活様式を生涯貫いたのではなからうか。

ともあれ、現代人の家族観で親鸞聖人と恵信尼の家庭を考えても的はずれになるにしても、夫婦も別れ子どもも別れて生活するということを、どう受けとめたらいいのであろうか。

恵信尼の晩年

『恵信尼消息』によれば、恵信尼は八十歳を超えてからも、越後にいる子や孫の世話に追われる一方、京にいる覚信尼やその子どもたちを懐かしがり、その消息を尋ねている。また、次第に老いの練り言が増えてきて、死期の近いことを予感しては、覚信尼に死装束しじょうぞくとなる小袖を無心したりしている。また、自分の卒塔婆そとばとなる五輪塔を造ることに執心している。

この五輪塔を造ることに關しては、今井雅晴氏は、恵信尼の信心の地金が出たと受け止めている。たしかに親鸞聖人なら生前に自分の卒塔婆を建てようなどとはしなかったに違いない。それどころか、覚如の作になる『改邪鈔』によれば「某親鸞閉眼せば、賀茂河にいれて魚にあたうべし」*と遺言したという。

しかし、覚信尼や弟子は親鸞聖人を賀茂の魚に与えなかった。火葬に付し、手厚く埋葬し、その上に墓をきざしている。その墓は、高田専修寺本や西本願寺本の『親鸞聖人伝絵』では「笠塔婆」*風につくられている。しかも十年後に廟堂びやうどうを建ててそこに遺骨を移したとき、廟堂に最初に安置したのはこの笠塔婆であり、御影像ごいげうの安置は後のことのようにである*。恵信尼は覚信尼からこの話を聞いていたに違いない。そんなことも少し関係しているような気がするのだが、いかなものであろうか。

『改邪鈔』真宗聖典』六九〇頁
笠塔婆 恵心僧都と同じ形で横川様式という。
御影像の安置 平松令三氏によると、『善信聖人伝』(西本願寺本)では笠塔婆だけ、『善信聖人親鸞伝絵』(高田専修寺本)では、笠塔婆と木造が安置されている。

ちなみに、「恵信尼は越後生まれの豪族の娘」とする根拠の一つに、恵信尼の墓への執心があげられる。京生まれであったら、越後で死ぬということは異境の地に果てることになるのだから、こんなに越後に墓を造りたがるであろうか、というのである。

なお今日では、上越市板倉町米増にあった五輪塔が恵信尼の墓であろうと、そこへ恵信尼廟が建てられ、地元の人々によって護られている。

恵信尼の往生

『恵信尼消息』は文永五年（一二六八年）三月十二日付けの手紙（第十通*）でもって終わっている。この時、恵信尼は八七歳の高齢で、なおも「腰、膝打たすと申すことも当時まででは候わず。ただ犬のようにてこそ候」と元気だったようである。この後、幾つまで生きられたであろうか。この後の手紙がないことから、間もなく亡くなったと推測されている。

ところで、恵信尼はこの手紙の中で、「わが身は極楽へただ今に参り候わんずれ。なに事も暗からずみそなわしまいらすべく候えば、かまえて御念仏申させ給いて、極楽へ参り合わせ給うべし」と、娘の覚信尼に言い遺している。念仏の信心によって往生極楽の身（正定聚）となった恵信尼には、死による愛別離苦の畏れはすでにない。親鸞聖人の「この身はいまは

* 『真宗聖典』
六二三頁

としきわまりてそうらえば、さだめてさきだちて往生しそうらわんずれば、浄土にてかならずかならずまぢまいらせそうらうべし。あなかしこ、あなかしこ（『末燈鈔』第十二通*）という言葉を出させるものがある。

これまで、恵信尼は京で生まれた貴族の娘という前提で、その歩みをたどってきた。振り返れば、恵信尼の生涯は、実に波瀾万丈の一生である。

貴族の娘が、不思議な出遇いで、僧であった親鸞聖人と結婚することになった。「戒」を破った結婚は、越後への流罪という厳しい結果をもたらした。夫、親鸞は家庭人におさまる人でなく、観音菩薩から末法の世に念仏を伝える使命を託された行者であった。恵信尼は自らも回心して念仏の行者とならぬ限り、激しく生きる親鸞聖人と一緒にいることができなかつたことであろう。恵信尼は結婚から十年あまりたった三十三歳の時、親鸞聖人を観音であつたとうなずくことになる。それ以降、恵信尼は夫、親鸞に寄りかかることなく、自らは子育てに責任をもって、関東から京へ、京から越後へと生涯を送ったのである。

はたして親鸞聖人にとって、恵信尼は「行者宿報偈」で誓われた救世観音であつたのであろうか。

* 『真宗聖典』
六〇七頁

* 第一通、第二通は、石田瑞曆師の『親鸞とその妻の手紙』に収められた現代語訳を参考にさせていただきました。

* 第三通から第十通は、千葉乗隆師が、浄土真宗本願寺派の仏教婦人会総連盟発行の『めぐみ』に連載した現代語訳を、会のご了解を得て、そのまま引用させていただきました。

第一通

(わかさ殿のお局つぼねよりお取り次ぎください ちくぜん)

先にお渡ししました書き付けもお焼きになったとかいうことなので、申し送ります。

そちらに参ることになっているものは、けさという名の召使の女で、年は三十六、またその娘で、なてしという子は、今年十六、また九つになった娘と、親子三人です。

それにけさの継母の連れ子と、その娘のいぬまぎ、今年十二と、またことりという女、三十四と、あんどうじという男です。

さて、けさの今年三つになった男の子は、けさがよその下人と連れ添って産んだ子ですので、父親のもとに引き取らせました。普通、よその下人に身内の下人だちが連れ添った場合は、ほんとうに面倒なことです。ります。

以上、合わせて、女六人、男一人の七人です。

建長八年丙辰ひのえたつの歳、七月九日 (花押)

第二通

(わかさ殿からお話しになってください ちくぜん)

王御前おうござんにお譲りしてあげました下人だちのことを記した証文を、火事にあつて焼かれてしまったよし、おっしゃいましたから、先の便に托して申し送りましたけれども、ついたものか、確実ではないかもしれないと思われ、この便は確実ですから、申し送ります。

譲ってあげました下人は、けさという女、その娘、なでしという少女、年十六、その妹のいぬおうという少女、年九つで、それにまざという女、その娘いぬまざ、年十二、その弟、年七つ、またことりという女と、あんとうじという男です。

以上、合わせて、大人と子供、八人です。これらのものについては、こと新しく、改めて、だれもとやかに言うはずがないのですけれども、卑しいものはおのずとそうなることもありうることでありますから、はっきりさせて置くのです。

建長八年九月十五日

王御前へ

恵信 (花押)

またいづものことにつきましても、逃げた後はすっかり心を取り乱し、そのうえ子供も一人としてないばかりか、病気持ちであります、今日にも死ぬかもわからないものですが、このことは一昨年、お知らせして、衣服・食物など差し上げましたから、きつとご承知のことでしょう。お忘れにならないでください。かしこ (花押)

このごろは、余り年をとってしまって、手もふるえて、花押などもきれいなには書けません。だからといって、この書き付けをお疑いになってはいけません。(花押)

第三通

昨年(弘長二年)十二月一日付のあなたのお手紙は、同月の二十日すぎに、たしかに拝見いたしました。なによりもまず、殿(親鸞聖人)がお浄土へご往生になられたことは確かで、それについては、あらためて申すことは何もございません。

そのむかし、殿が比叡山をおりられて京都の六角堂に百日の間おこもりになり、後世ごせのたずかる道を求め

願われたとき、ちょうど九十五日目の明け方に、夢のなかに、聖徳太子が現われ偈文をとなえられて、行くべき道をお示しく下さいました。そこでその早朝に、後世のたすかる法縁にあわせていたどころと、法然上人のもとを訪ねられ、上人にお会いになりました。そして、六角堂に百日間おこもりになられたときのように、また百日の間、雨の降る日も、晴れた日も、またどのような大風が吹こうとも、上人のもとにお通いになり、仏法を聴聞されました。そして、上人から、後世のことについては善人であろうと悪人であろうとも、みな同様に、この迷いの世界からのがれるには、ただお念仏をとなえるよりほかないのだということをお聞かせいただき、その上人のお言葉を堅く信じておられました。そこで「法然上人のおいでになるところへは、他人はどのように申されようとも、それがたとえ地獄であっても、お供をします。それは、自分は遠い過去から今日まで、ずっと迷いの世界をさまよってきた身ですから、たとえ地獄におちたとしても、もともとのことであると私は思っています」と、人がお念仏についていろいろ申しましたとき、このように仰せになりました。

さて常陸（茨城県）の下妻しもつまに幸井郷さかい（下妻市坂井）というところがあり、そこに居りましたとき、つぎのような夢を見ました。

それは、お堂の落慶供養のようでした。お堂は東向きに建てられていましたが、宵祭らしく、お堂の前には、たいまつが明るく周囲を照らしていました。そのたいまつまつの西、お堂の前に、鳥居のような、横木を渡

したものに、仏さまの御影像をお掛けしてあります。一体は普通の仏さまのお顔ではなくて、ただ光かがやくばかりで、それは仏さまの頭から発する光のようでした。そのため、ほんとうのお姿は見えないで、ただお光だけしか目に入りませんでした。いま一体の御影は、確かに仏さまのお顔をしておられたので、「これはなんという仏さまでございますか」とおたずねしますと、お答えくださったお方はどなたかわかりませんでした。したが、「あの光ばかりしかみえない御影は、あれは法然上人でございます。勢至菩薩さまですよ」と申されました。

「それでは、もう一体の御影は」とおたずねしますと、「あれは観音菩薩さまでございます。あれこそ善信（親鸞）の御房ですよ」というのを聞いたとき、目が覚めて、これは夢であったとわかりました。

そのようなことがありましたが、このような夢のことも申しますと、人はほんとうだとは思ってくださらないでしょうから、いままで全く人にはお話ししませんでした。ただ法然上人の御事だけは、殿（親鸞）に申しあげますと、「夢にはいろいろとありますが、その夢は真実ですよ。法然上人が勢至菩薩の化身であるとの夢をみたということ、ほうぼうでたびたびあったというのを聞いています。勢至菩薩さまはかぎりなき智慧をそなえたお方で、それは光となって顕現されます」と仰せになりました。そのとき、私は殿が観音さまの化身であられたという夢のことは、申しあげませんでした。しかし、それ以来、私は心のなかでは、殿は普通のお方ではな

いのだと思ってお仕えしてまいりました。どうかあなたさまも、殿はそのようなお方なのだとお心をおきください。

それゆえ、殿のご臨終がどのようであられましても、お浄土にご往生されたことはたしかであると信じています。またあなたと同じく益方ますかたもご臨終におあいになられたとのこと、親子のご縁とは申しながら、よく深いものがあることを、うれしく、うれしく思います。

またこの越後国（新潟県）は、昨年の農作物のできが特に悪く、それはなんともいえないようなひどい有様で、みんなは生きてゆけるのだろうかと不安に思いました。そのような状況の中で、なかには住居を変え人もいました。

凶作は私の住んでいるところだけでなく、益方のいるところも、また頼りにしていた人の土地でも同じような有様で、世間はみな被害をうけていますので、とても、あれこれと頼みにゆくところもありません。

このようにしていますうちに、長年いた男の使用人が二人、正月にいなくなりました。どうして、作物をつくつたらよいのか、その方法もわかりませず、世に頼る人もなく大変心細く思いました。私自身はそう長く生きる身でもありませんし、この世に思い残すようなこともございません。しかし、私は一人暮らしではなくて、ここには親のない小黒女房おぐろのむすめの子と男の子がおりますうえ、益方の子どもも、またここに住んでいます。それで私はなんとなく母親になったような気がいたします。

しかし、みんなが生きのびることは難しい世の中であると思います。

（添書）

この文書は、殿（親鸞）が比叡山で堂僧をつとめておられましたか、山をおりて、六角堂に百日の間おこもりになり、後世のたすかるようお祈りになりましたとき、九十五日目の明け方、聖徳太子が現われられてお告げになったときの文です。あなたに御覽いただくと思ひ、書きしるして差し上げます。

第四通

この文（建仁元年の聖徳太子示現の文）を書きしるして、あなた（覚信尼さま）にさしあげますのも、殿（親鸞聖人）がご存命中には申す必要もございませんでしたので、申しあげませんでしたか、お亡くなりになられました今は、殿がこのようなお方であられたということ、あなたのお心のなかにだけ、記憶しておいてくださいますようにと思つて、しるして差し上げます。文字の上手な人に、美しい字で書いてもらつて、お持ちになつてくださいませ。

また、あの、殿のお姿を描いた御影一幅、ほしく思っています。

あなたがまだ幼い八歳でいらっしやつた年（寛喜三年〔一二三二〕）の四月十四日より、殿のお風邪が大変悪くなられましたときの出来事などをも書きしるしました。

今年、私は八十二歳になりました。一昨年の十一月から昨年の五月までの間は、いまにも死ぬのではあるまいかという日々を過ごしましたが、今日まで死なないでいます。今年の飢饉には飢え死にするのではあるまいかと思っっています。

このようなお便りを出します折に、なにも差し上げるものがございませぬのは、気になります、どうすることもできません。

益方殿にも、この手紙の内容をそのままお伝えください。ものを書くことも、気がすみませぬので、益方殿には別に便りも出さず何も申してはおりませぬ。

二月十日

第五通

善信の御房（親鸞聖人）は、寛喜三年（一二三二）四月十四日の昼ごろから、すこしお風邪をひかれ、その夕方からおやすみになっておられました。病気が次第に重くなられました。腰や膝をなでさせもせず、看病人も全く寄せつけず、ただ静かに寝ておられました。おからだにふれてみますと、体温が火のように熱く、頭痛も激しくて、ただごとでないご病状でした。

ご病氣になられて四日ほど経た明け方、お苦しみのなかで、「まこと、そうであろう」と仰せになりましたので、「いかながなされました。うわごとを申されたのではありませんか」とおたずねしますと、「うわごとではありません。病氣になって二日目から、『大無量寿経』を休むことなく読んでいました。ふと目を閉じてもお経の文字が一字も残らずはつきりとくわしく見えます。これはいったいどうしたことであろうか、不思議なことだと思いました。

お念仏をよろこぶ信心よりほかに、なにか心にかかることがあるのだろうかと思ひ、よくよく考えてみますと、今から十七、八年前にもつともらしく『浄土三部経』を千部、衆生利益のためと思つて読みはじめましたが、これはとんでもない間違いをしている。善導大師の著わされた『往生礼讚』に、「自信教人信、なんちゆうてんきようなん難中転更難」とあるように、自ら信じ、人を教えて信じさせることが、ほんとうに仏の恩に報いたてまつ

ることであると信じていながら、名号を称えるほかに、なにが不足で、お経を読まなければならないと考えたのだろうか反省して、読経を中止したことがありました。このような読経への思いが、いまなお少し残っていたのでありましょうか。

人が一度思いつめると、それにとらわれる心と、自力への思いは、たやすく捨てきれないもので、よくよく注意しなければならぬと反省したのちには、お経を読むことはなくなりました。このようなことで、病に臥して四日目の明け方に「まこと、そうであろう」といったのだ」と申されました。そしてまもなく、ひどく汗をおかきになつて、病氣は快復されたのでした。

このように、善信の御房が『浄土三部経』を忠実に千部読もうとされたのは、信蓮房が四歳のときのことでした。それは武蔵国なのか、上野国かんづけであったのか、わかりませんが、佐貫さぬきというところでよみはじめられて、四、五日ほどして思い返して読むことを中止され、常陸国へおいでになられました。

信蓮房は未ひつじの年（承元五年（一一二二））三月三日の昼、誕生しましたので、今年は五十三歳であろうと思いません。

弘長三年二月十日

恵信

第六通

弘長三年（一一二六）二月十日付の手紙のなかに、善信の御房（親鸞聖人）が寛喜三年（一一三一）の四月四日からご病氣になられたことを書きしるしました。しかし、あとで、そのときの日記をみますと、お経を読むことについて、「まこと、そうであろう」と仰せられたのは、四月十一日の明け方としてありました。それは発病された日から八日、すなわち四月四日から八日目にあたります。

第七通

もしかしたら、京都まで送りどけてくれるついであるかと思つて、とりあえず越中までの使いに、この手紙を頼みました。

私は先年、八十歳のときに、いのちにかかわるような大病をしました。しかし八十三歳の歳にはきつと死ぬであろうと思つています。ある学者の方の書いたものにも、そのように申していますので、今年死ぬこ

とであろうと覚悟しています。そこで生きているうちに卒都婆そとばを建てようと思って、五重の石の塔、丈七尺たけしちにつくるよう注文しましたところ、塔師がひきうけてくださいましたので、出来上がったら、すぐに建ててみたいと思っています。

昨年の飢饉には、益方の子どもと、こちらの子どもと、その他の子どもたちや、上の者も下の者も多くおられますので、飢え死にさせまいといたしましたので、着るものもなくなりました。色染めしない白生地しろぢの着物をも作ってやれない有様です。：（以下欠落）

…一人です。また、「おと法師」と申していました男の子は、成人して今は「とう四郎」と申しております。この者に、あなたのところへ行くように申しましたので、そのおつもりでおいでください。「けさ」の娘は十七歳になりました。それから、「ことり」という女は、子どもが一人もおりませんので、七歳になる女の子を育てさせています。その子も親といっしょにあなたのところへ参ることになっています。いろいろ申したいことがあります、すべてを書きつくすことができませんので、ここで筆をとめます。あなかしこ、あなかしこ。

第八通

京都に手紙をとどけてくださるということで、うれしくて、おたよりをさしあげます。これまでもたびたび、おたよりを出しましたが、お手元に届きましたでしょうか。

私は今年八十三歳になりました。去年と今年は、死に年といわれています。それゆえ、いろいろの出来事をいつも聞かせていただきたくないと願っています、手紙が確かに届くかどうか不安です。

さて、生きているうちにと申しまして、高さ七尺の石の五重塔を注文していましたのが、ちかく出来上がるといってまいりました。

いまは住所なども移転しましたうえ、飢饉のときに、使用人もみな居なくなりました。全く頼りにするものはいませんが、生きている間に、五重塔を建ててみたいと思いましたが、それがこのほど出来上がりました。こちらに運んでくるようになったということを聞きました。どうにかして生きている間に、建ててみたいと思っていますが、どうなりますことやら。そのうちに、私が死にましたならば、子どもたちに建ててもらいたいと思っています。

それにつけても、私が生きている間は、どのような事でもいつもお聞かせいただきしたいと思います。しかし、あなた（覚信尼さま）と私ははるか遠く隔てたところに住んでいますので、きめ細やかな親子の情

を心ゆくまで交わすことができないように思います。

殊にあなたは末っ子でございますので、私にはいとおしくなりません、もうお目にかかることはございませんでしょう。たえずあなたのことをお聞きすることができないということは、ほんとうにつらいことでございます。

五月十三日

この手紙は確実にあなたのところへ届くということでした。そこで、詳しく詳しく、お知らせしたいと思いましたが、使いの者が、今すぐ出發するといつて、急ぎますので、詳しく書くことができません。また、この「多もん入道殿」が、お言葉をかけてくださいましたことを、うれしく思っています。この使いは信頼できますので、どのようなことでも細かに申してください。あなかしこ。

ともかく、あなた（覚信尼さま）のところに行くことになっている使用人たちの様子について、お知らせします。こちらにいます「けさ」と申します者の娘（なでし）は死にました。今は「けさ」の娘（いぬわう）は一人だけです。「けさ」もともと病気がちの身です。それから、「おと法師」と申していましたのは、成人して「とう四郎」と名乗りました。この者と女の子で「ふたば」と申します

ことし十六歳になります者を、あなたさまのところに行くように申しました。

詳細なことなど、すべてを手紙に書くことができませんので、ここで筆をおきます。また、もとこちらにいました「ことり」には、七歳の子どもを育てさせていることも承りました。

五月十三日（花押）

第九通

京都に手紙をとどけてくださるといふことで、うれしくて、おたよりをさしあげます。

私は昨年（文永元年〔一二六六〕）の八月ごろから下痢の病に苦しみ、いまだに回復せず、わずらわしくて困っています。このような病気のほかに、年のせいでもうろくしてどうしようがありません。今年は八十六歳になりました。寅の年（寿永元年〔一一八二〕）みずのえとし 壬（寅）に生まれましたので。

また、あなたさまのところに行くことになっている使用人たちも、その身の上について、いろいろと変化がありました。「ことり」と申します以前からおります者が、「三郎た」という者と一緒になっていましたが、

「三郎た」は出家して「さいしん」と称しました。この「さいしん」と血縁関係にある「むまのぜう」という武家に仕える者がおります。この「むまのぜう」の娘で今年十歳ほどになるのがいます。娘の母親はたいそうおとなしく落ちついた人柄で、名を「かが」といい、私が使っていました。先年熱病が流行したときに死にました。親が亡くなったので、その娘を「ことり」にあずけました。「ことり」には子どもがおりませんのでした。

それからまた、「けき」と申します者の娘に「なでし」というよい子がいましたが、熱病で亡くなりました。母親の「けき」は生きてはいませんが、長いあいだ頭にはれものができて、いまだに治らず、快復する見込みがないと申しております。

「けき」にはもうひとり娘がいます。その娘は今年は二十歳になります。この娘と、「ことり」と「いとく」の三人の娘たちと、以前そちらにありましたとき「おと法師」と申していました。今、「とう四郎」と申していただけます。京都のあなたさまのもとに行くように申しますと、「とう四郎」は父母を残して行くことはできないと、心のなかで決めていると申しております。しかし、それは私がどのような取り計らいもせず。

このように、こちらでいろいろ配慮して、かわりの人を差し向けようと思っています。このことについて栗沢（信蓮房）がまいりましたとき相談したいと思っています。かわりの人は何人かあると思います。しか

し、「とう四郎」ほどよい男は世の中に少ないのではといわれています。

また小袖（袖の小さい着物）をたびたびお送りくださり、うれしく存じます。いまは、この小袖を死に装束にして、下に着る着物もありますので、死に装束が準備できて、なんと申してよいか言葉もなく、うれしく存じます。あまり着古したものはと、死んだときのことを心にかけないわけにはまいりません。いまは、いつなるとき死ぬかわからない身でございますから。

また確かな便のあるときに、小袖をくださるよう申しておられますが、この「ゑもん人道」の便は、確かに信頼できると存じます。またあなたの御子さまの宰相殿は、御縁があつておちつかれたのでしょうか。御子さま方のことなど、みなうけたまわりたく存じます。これ以上、書くことができませので、やめることにいたします。あなかしこ、あなかしこ。

九月七日

（追伸）

また「わかき殿」も、今は少し年をとられたことでしょう。なんとなく慕わしく思っています。年をとりますと、疎遠であつた人にもなんとなく会いたく思います。「かのこのまえ」の可愛い姿や、「上

れんぼう」のことも思い出されて、なつかしく存じます。あなかしこ、あなかしこ。

第十通

京都にお手紙をとどけてくださるといふことで、うれしくて、おたよりをさしあげます。

さて、私は今年まで、とても生きながらえることはできないだろうと思っていました。とうとう八十七歳とやらになりました。寅の年の生まれですから八十七か八十八になります。今はもうお浄土へ往生させていただく時を待っているばかりです。

年齢は恐ろしいほど積み重ねましたが、咳をすることもなく、つばを吐くこともありません。腰や膝をさすつてもらうことも、今日まではありません。ただ犬のように動きまわっておりますけれども、今年になつてからは、物忘れがひどく、頭の働きの鈍くなりました。

それにしても、昨年から世の中にまことに恐ろしいことが多く起こっております。

また「すかい」（人名か、地名か）の者の便りに、織物をおくつていただき、お礼の申しあげようもございません。いまは往生する日を待つ身ですから、くださった衣類が、最後のいただきものになることと思わ

れます。いままでに、あなたからいただいた綾織りの小袖を、死出の装束にしようと思つて、大切に持っております。まことにうれしいことでございます。着物の表地も、まだ持つております。

また、お子さまたちのこと、まことになつかしく、ご様子をうけたまわりたく存じます。上のお子さまたちのことも、ほんとうにうけたまわりたく思います。どうか、生きている間にいま一度、私のほうからお目にかかりに行くか、あなたさまが私に会いに来てくださることがございましょうか。それは、とてもできないことでございます。私は、いままへにも極樂にまいらせていただく身でございます。極樂へまいれば、何事も明らかにごらんになれるはずでございますから、あなたさまも、必ずお念仏を申されて、極樂でお目にかかりましょう。そして極樂でお会いできましたならば、何事もはつきりすることでございます。

また、このたよりは、近くに住んでいる「みこ」（巫女か）の甥とか申す者に頼みました。燈火がたいへん暗くて、くわしく書くことができません。

また、どうかお心にかけて、確かなたよりがございますときに、綿をすこしお送りください。このようなお願ひをするのも、これが最後だと思ひます。

「多もん入道」の使いは、確實で信頼できます。その使いがこちらにくるといふことをききましたが、しかし、これはまだはつきりしたことではございません。

またあなた（覚信尼）のお子さまの光寿御前（覚恵房）が、修行のために京都からこちらの方に来られる

とっておられましたけれども、おみえにはなりませんでした。

また、あなたにお仕えしているわかさ殿も、年をとって、今はおちついた年齢になられたことと、なつかしく思われます。どうかお念仏を申すように心がけて、おたがいに極楽でお会いできますようにとお伝えください。

なによりも、まず、お子さまのこと、どうしておられるのか、詳しくお聞かせください。ぜひ承りたいと思つています。一昨年やらにお子さまがお生まれになられたということをお聞きしました。まだお会いしてはいませんが、なつかしく思つています。

また、そちらへ行くようにと申しつけていました娘たちも、先年の熱病が流行したときに、おおぜい亡くなりました。「ことり」と申します女の子も、もう年をとりました。父は御家人で名は「むまのぜう（うまのじょう）」と申す者の娘がおります。その娘をあなたのところに行かせようと思ひ、「ことり」と申す者にあずけています。しかしその娘はたいへん無作法で、しかも髪なども見苦しく、なんのとりのえもない、憎らしい子どもです。

「けさ」の娘に「わかば」という二十一歳になる者がいます。いま妊娠してしまして、二、三月ころに子どもが生まれます。その子が男であれば、父親が引き取ることでございましょう。以前にも今年五歳になる男の子を産みましたときに、父のあとを受けつぐということで、父が引き取りました。このたび生まれる子

は、どのようなことになりますやら。

「わかば」の母の「けさ」は、頭になにかよくないおできができて、もう十余年になります。そのために、なにもすることができず、本人は死を覚悟していると申しています。

以前、あなたのところにおりましたときは、まだ子どもで「おと法師」と申しておりました者に、そちらへ行くように申ししておりますが、妻や子がいますので、とても行くとは申さないと申されます。

わたくしが死にましたならば、「おと法師」のことは栗沢（信蓮房）に話しておきますので、京都に来るようにと申しつけてください。

また栗沢は、なにを思ったのか、「のづみ」という山寺にこもって、不断念仏をはじめました。なにか本を書くということをしているようですが、それは五条殿（親鸞聖人）のためにと申しているようです。

なにかと申したいことが多くございますが、明日の朝はやく使いが発発するということですので、この手紙は夜に書きました。大変に暗い中でしるしましたので、読みにくいことであろうと思ひ、ここで書くことを止めることにいたします。

また、針をすこしく下さいませ。この手紙のご返事のお便りの中にも入れてくださいませ。

なおなお、お子さまたちのこと、詳しくお知らせくださいませ。お聞きするだけでも心が慰められます。いろいろお聞かせいただきたいことがあります。きりがありませんので、ここでやめることにいたします。

また、宰相殿は、まだ結婚しておられないのでしょうか。

あまりに暗うございますので、どのように書きましたことや、さぞお読みになりにくいことと存じます。

三月十二日 亥いの時（夜十時頃）